

**令和5年度**

**あまがさきの介護**

**尼崎市福祉局福祉部  
介護保険事業担当**



# 『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	7
1	市勢	9
(1)	尼崎市の沿革	9
(2)	尼崎市の位置及び面積	9
2	高齢者の状況	10
(1)	高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	10
(2)	年代別高齢者人口と高齢化率	11
3	介護保険制度のあゆみ	12
4	組織図と事務分掌(令和6年4月1日現在)	13
II	被保険者	15
1	第1号被保険者数の年度別推移	17
2	第1号被保険者数の月別推移	18
III	保険料	19
1	年度別保険料(年額)の推移	21
2	保険料収納状況	28
(1)	現年度分	28
(2)	所得段階別 現年度分	29
(3)	滞納繰越分	30
(4)	所得段階別 滞納繰越分	30
(5)	口座振替加入率	31
(6)	減免状況	31
(7)	コロナ減免	31
IV	認定審査	33
1	介護認定審査会	35
2	月別要支援・要介護認定申請状況	35
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	36
4	月別要介護度別認定者状況	37
5	年度末別要介護度別認定者状況	39
6	年度末別認定率	42
7	行政区別 要介護度別認定者状況	43

<b>V 保険給付等</b>	45
1 月別介護サービス利用者状況	47
(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数	47
(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	48
(3) 施設別介護サービス利用者数	49
(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	50
2 年度別介護サービス利用者状況	51
(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数	51
(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数	51
(3) 施設別介護サービス利用者数	51
3 保険給付費審査年度別・月別支給額	52
(1) 平成18～23年度 年度別支給額	52
(2) 令和5年度月別支給額及び平成24～令和4年度支給額	53
4 負担割合証交付状況	60
5 減免認定状況	60
(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定	60
(2) 利用者負担減額・免除認定	60
(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	60
6 高額介護(予防)サービス費支給状況	61
7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	61
8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	62
9 一般施策	64
(1) 社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険 サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	64
(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	64
<b>VI 地域支援事業 1</b>	65
1 総合事業	67
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	67
(2) 生活支援サポーター養成研修	68
2 任意事業	69
(1) 住宅改修支援事業	69
(2) 介護サービス相談員派遣事業	69
(3) 介護給付適正化事業	69

<b>VII 地域支援事業 2</b>	71
1 介護予防事業	73
2 包括的支援事業	75
(1) 地域包括支援センターの設置状況	75
(2) 総合相談支援、権利擁護業務	76
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	76
(4) 生活支援サービス体制整備	78
(5) 医療・介護連携推進	79
(6) 認知症総合支援事業	79
3 任意事業	81
(1) 家族介護慰労事業	81
(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業	81
(3) 認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業	81
(4) 高齢者向けグループハウス運営事業	82
(5) 在宅高齢者等あんしん通報システム事業	82
(6) 住宅改造相談事業	82
(7) 家族介護用品支給事業	82
(8) 介護マーク普及事業	82
(9) 成年後見制度利用支援事業	83
(10) 高齢者緊急一時保護事業	83
(11) 権利擁護推進事業	83
<b>VIII その他</b>	85
1 広報活動	87
(1) パンフレットの作成・配布	87
(2) 保険料のしおり	87
(3) 介護保険だよりの発行	87
(4) 市報あまがさきへの掲載	87
(5) 市民への説明(市政出前講座)等	87
(6) ホームページへの掲載	87
2 苦情相談件数	87
3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数	88
(1) 介護保険事業所・施設数	88
(2) 市内の介護保険施設	89
(3) 市内の地域密着型サービス事業所	90

4	尼崎市地域包括支援センター運営部会	91
(1)	設置年月日	91
(2)	設置目的	91
(3)	組織	91
(4)	所掌事項	91
(5)	令和5年度開催回数	91
(6)	地域包括支援センターについて	91
5	尼崎居宅介護支援事業連絡会	92
(1)	設立	92
(2)	目的	92
(3)	会員数	92
(4)	主な活動内容	92
IX	財政・条例等	93
1	財政	95
(1)	介護保険事業費歳入歳出予算決算	95
(2)	介護保険事業に係る基金の状況	96
2	条例等	97
(1)	尼崎市介護保険条例	97
(2)	尼崎市介護保険規則	109
(3)	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例	113

# I 一般状况



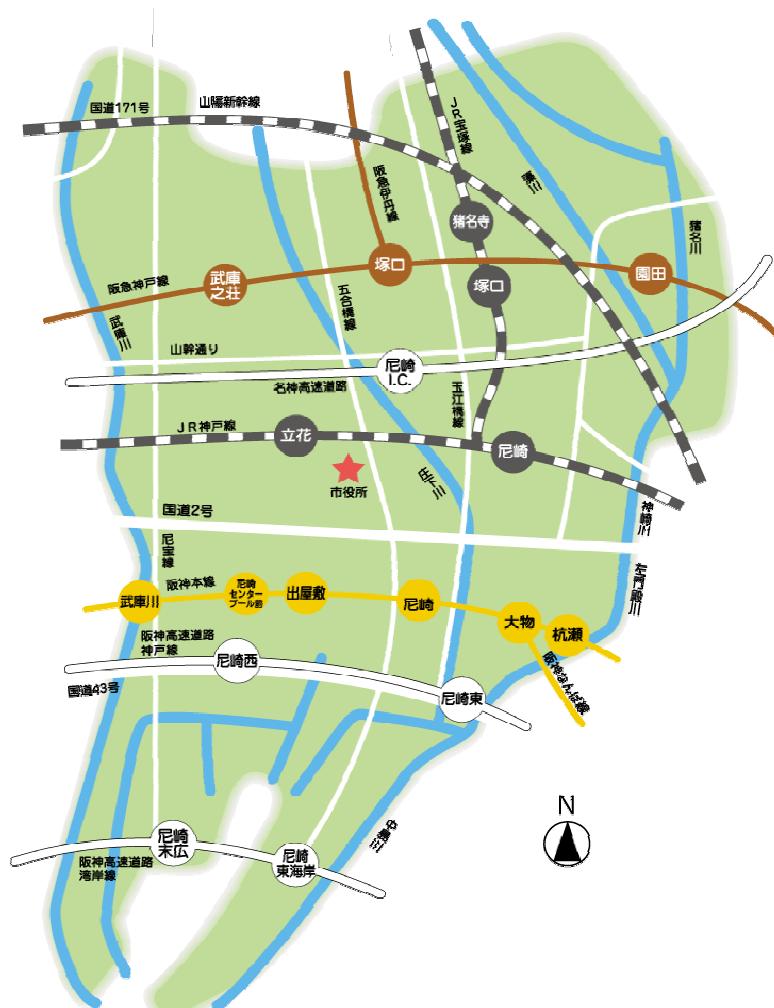
# 1 市勢

## (1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

## (2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.71平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



## 2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%	49,111	10.7%

区分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

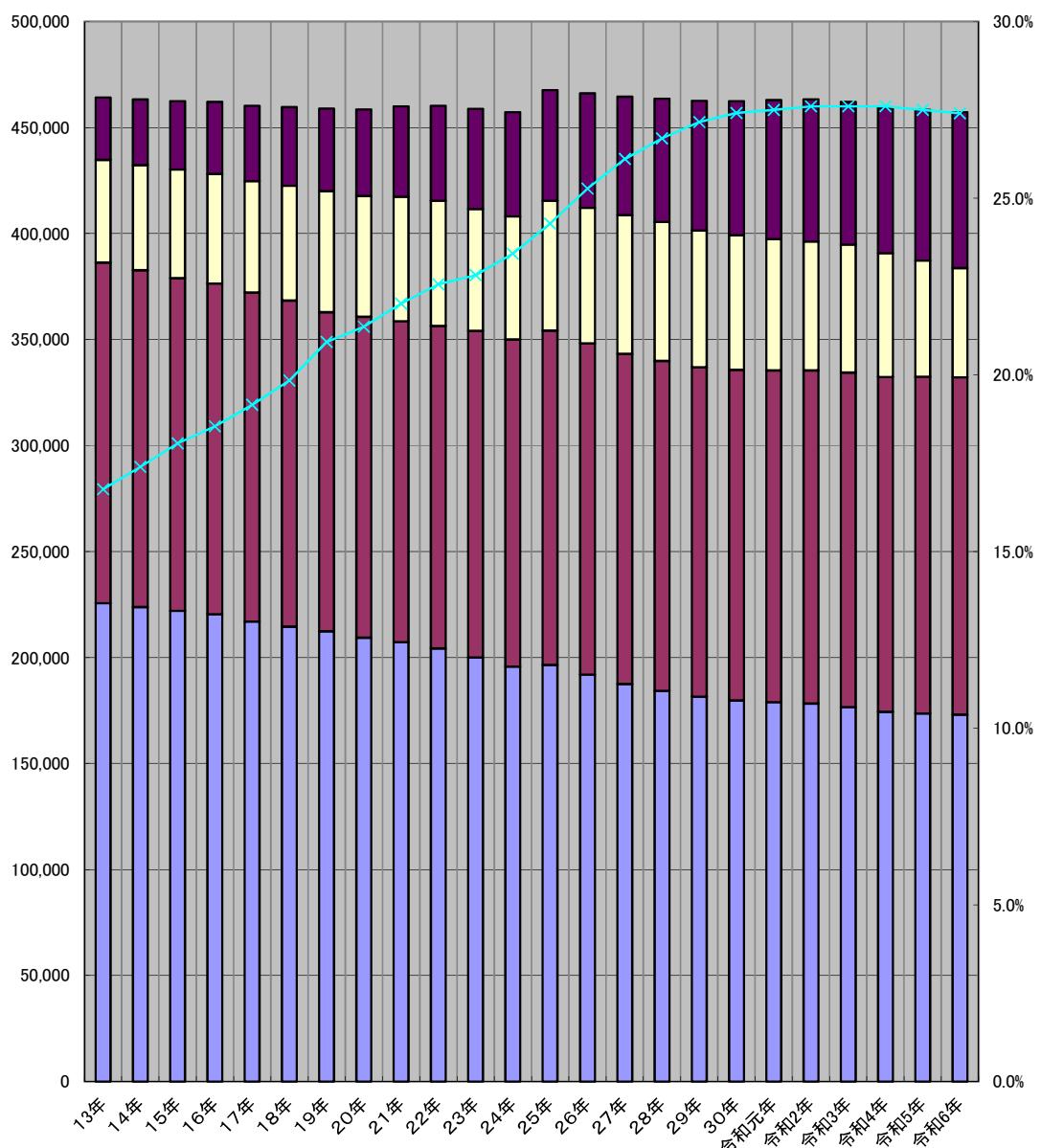
区分	平成29年3月末		平成30年3月末		令和元年3月末		令和2年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%

区分	令和3年3月末		令和4年3月末		令和5年3月末A		令和6年3月末B		前年度末比
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
総人口	461,988	100.0%	459,261	100.0%	458,313	100.0%	457,237	100.0%	99.8%
40歳以上	285,381	61.8%	284,868	62.0%	280,867	61.3%	284,193	62.2%	101.2%
65歳以上	127,585	27.6%	126,887	27.6%	125,871	27.5%	125,084	27.4%	99.4%
75歳以上	67,187	14.5%	68,470	14.9%	71,072	15.5%	73,498	16.1%	103.4%

単位:人

## (2) 年代別高齢者人口と高齢

高齢化率



※各年3月

■ 0~39歳 ■ 40~64歳 ■ 65~74歳 ■ 75歳以上 ■ 高齢化率

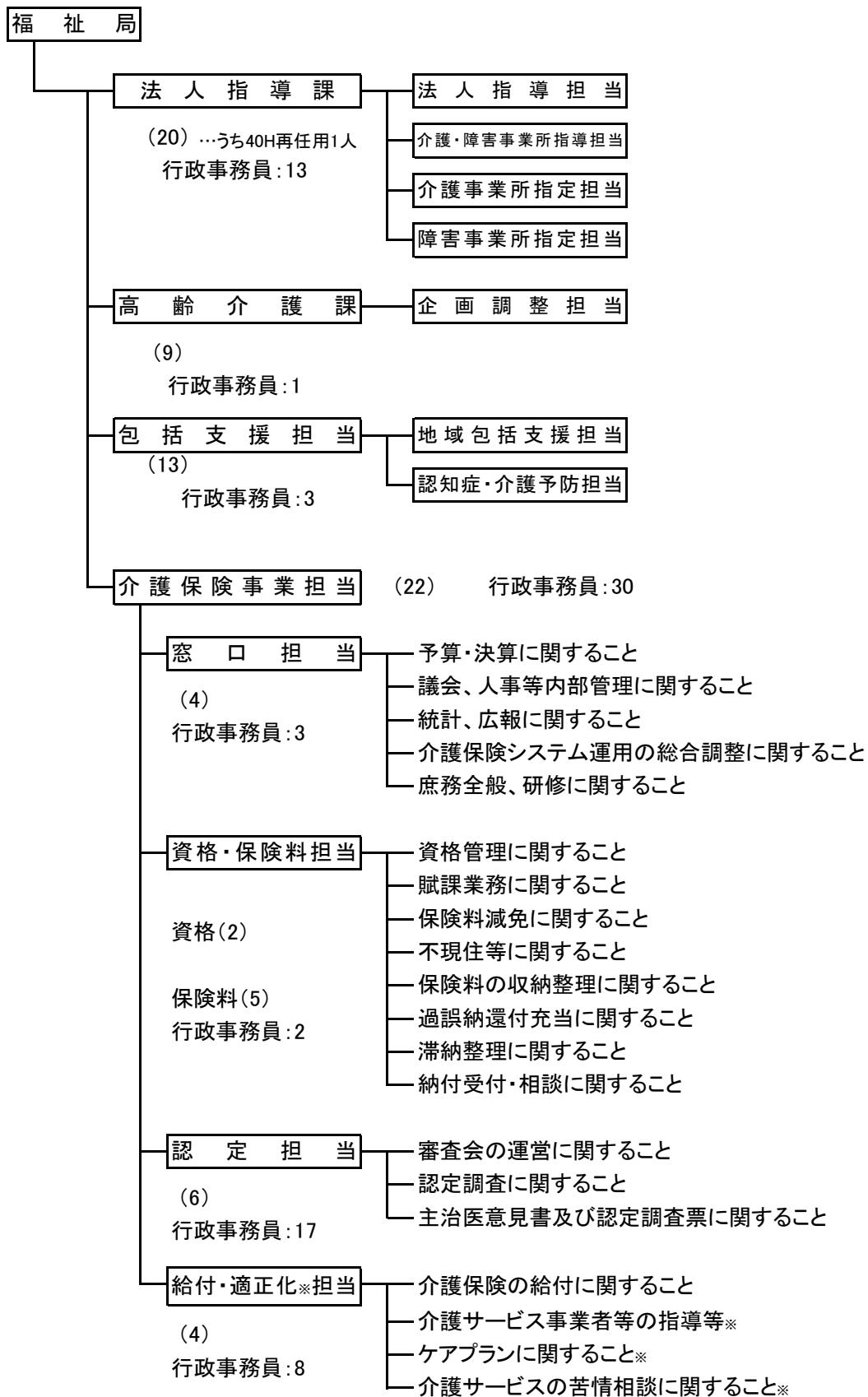
### 3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9. 12. 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10. 4. 1	介護保険準備室設置	
H 10. 4. 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10. 8. 1	高齢者等に関する実態調査実施	
H 10. 8. 24	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足	
H 11. 4. 1	介護保険課設置	
H 11. 8. 26	尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)	
H 11. 9. 13	要支援・要介護認定申請受付開始	
H 11. 10. 1	準備要支援・要介護認定審査開始	
H 12. 2. 3	尼崎居宅介護支援事業連絡会発足	
H 12. 2. 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12. 2. 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12. 3	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定	
H 12. 3. 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12. 4. 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12. 9. 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12. 10. 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14. 8. 1		介護相談員派遣事業実施
H 15. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15. 4. 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16. 6. 1		いきいき100万歩運動実施
H 17. 10. 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18. 4. 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H 21. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21. 4. 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者待遇改善臨時特例基金条例制定
H 24. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24. 4. 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25. 4. 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26. 4. 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27. 4. 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H 29. 4. 1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H 30. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 30. 4. 1		尼崎市介護保険条例改正
R 3. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R 3. 4. 1		尼崎市介護保険条例改正
R 6. 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定

## 4 組織図と事務分掌

組織図(令和6年4月1日現在)

※ ( )内は職員数



※ 健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。



## III 被保險者

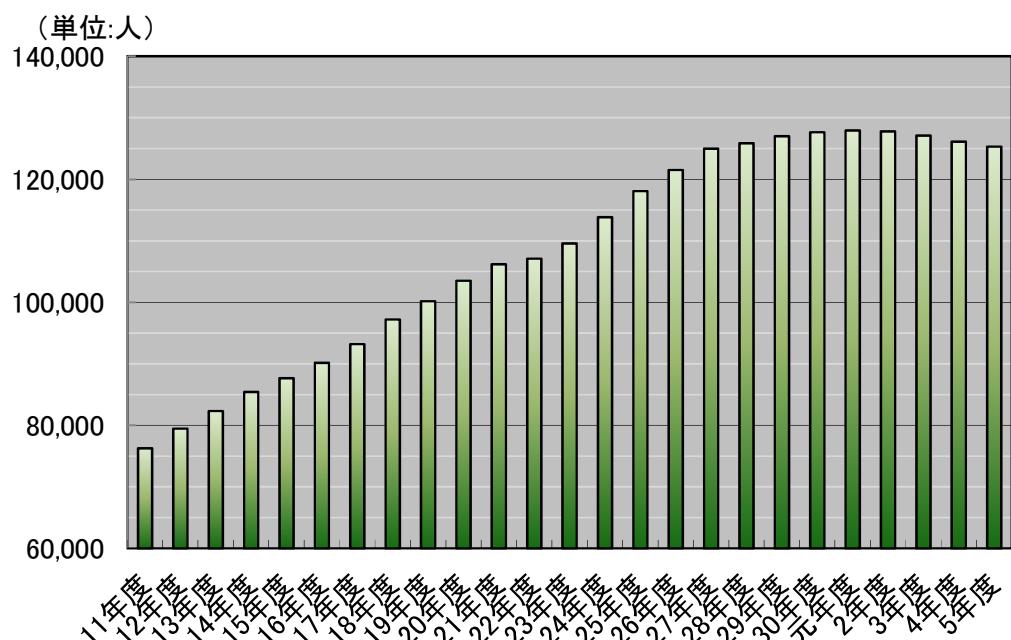


# 1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
2年度	127,766	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30
3年度	127,105	739	4,658	4	114	863	2	5,255	6	50
4年度(a)	126,099	899	4,562	4	93	1,018	1	5,472	6	67
5年度(b)	125,307	814	4,742	9	130	970	0	5,452	3	62
前年度比 (b)/(a)	99.4%	90.5%	103.9%	225.0%	139.8%	95.3%	0.0%	99.6%	50.0%	92.5%

注) 被保険者数は年度末現在の人数



## 2 第1号被保険者数の月別推移

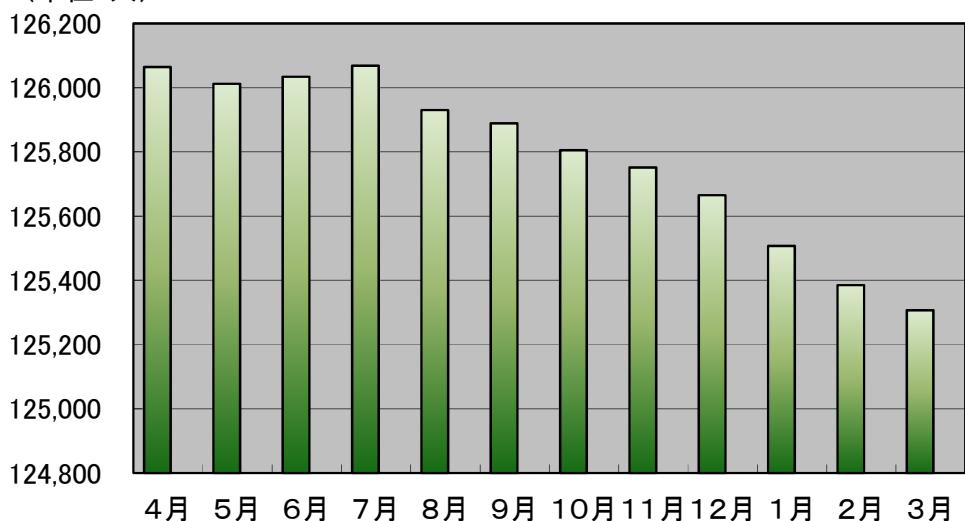
令和5年度

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
4月	126,064	62	390	1	18	113	0	392	1	0
5月	126,012	88	342	1	13	88	0	404	0	4
6月	126,034	72	377	1	16	84	0	352	0	8
7月	126,068	81	413	0	9	79	0	387	1	2
8月	125,930	65	394	0	14	78	0	528	0	5
9月	125,889	60	373	0	8	63	0	415	0	4
10月	125,805	77	389	1	6	85	0	464	0	8
11月	125,751	86	383	1	16	82	0	449	0	9
12月	125,665	55	422	2	8	82	0	488	0	3
1月	125,507	60	430	1	9	63	0	593	0	2
2月	125,385	44	413	1	6	75	0	500	1	10
3月	125,307	64	416	0	7	78	0	480	0	7
合計	-	814	4,742	9	130	970	0	5,452	3	62

注) 被保険者数は月末現在の人数

(単位:人)



# III 保険料



## 1 年度別保険料(年額)の推移

令和5年度の保険料等(令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料	令和2年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)		保険料率	保険料
				所得段階	対象者		
第1段階	・生活保護受給者、又は、中国残留邦人等支援給付受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	39,655	第1段階	・生活保護受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	0.500	38,472
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人				・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.685	54,327		・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.685	52,707
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	0.750	59,483	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.900	71,379		・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.900	69,250
第3段階	・世帯全員に市民税が課税されるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	1.000 (基準額)	79,310	第4段階	・世帯全員に市民税が課税されるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1.000 (基準額)	76,944
	・世帯全員に市民税が課税されるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.200	95,172		・世帯全員に市民税が課税されるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.200	92,333
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.300	103,103	第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.300	100,027
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.500	118,965		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.500	115,416
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.700	134,827	第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.700	130,805
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.825	144,741		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.825	140,423
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上320万円未満の人	1.950	154,655	第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上300万円未満の人	1.950	150,041
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	2.075	164,568		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上300万円未満の人	2.075	159,659
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.200	174,482	第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上600万円未満の人	2.200	169,277
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	2.325	184,396		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上600万円未満の人	2.325	178,895
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.450	194,310	第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.450	200,000
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.575	204,225		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.575	200,000
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	2.700	214,140	第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上1,400万円未満の人	2.700	210,000
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,400万円以上1,600万円未満の人	2.825	224,055		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,400万円以上1,600万円未満の人	2.825	210,000
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,600万円以上1,800万円未満の人	3.050	233,970		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,600万円以上1,800万円未満の人	3.050	220,000
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,800万円以上2,000万円未満の人	3.175	243,885		・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,800万円以上2,000万円未満の人	3.175	220,000

※上記の表中で給与所得及び公的年金等に係る額の合計から10万円を控除した額で算定します。(ただし、合計額が0円を下回る場合は0円とします。)

## 公費による低所得者の保険料軽減強化

平成27年度から公費を投入到して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。

軽減後の保険料はそれ次のとおりです。

段階	軽減後保険料							
	平成27年度～平成29年度	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額
第1段階	3,979円	2,665円	0.45	34,625円	2,835円	0.45	28,854円	2,405円
第2段階	4,089円	2,751円	0.45	34,625円	2,835円	0.45	33,471円	2,789円
第3段階	未実施	未実施	未実施	55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円

令和2年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	平成29年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)			
		保険料率	保険料	所得段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者、中国陸留那人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472	第1段階	・生活保護受給者、中国陸留那人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人があるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250	第4段階	・世帯員に市民税が課税の人があるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人があるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1,000 (基準額)	76,944	第5段階	・世帯員に市民税が課税の人があるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1,200	92,333	第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1,300	100,027	第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1,500	115,416	第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1,700	130,805	第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1,825	140,423	第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1,950	150,041	第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2,075	159,659	第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2,200	169,277	第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2,325	178,895		

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料率減強化 平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料率強化を実施しています。 軽減後の保険料はそれとのおりです。

段階	平成27年度の第1段階の保険料(平成27年度～平成29年度)			
	年額	月額	保険料率	年額
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円
第2段階	43,089円	3,591円	0.56	33,471円
第3段階	55,784円	4,649円	0.725	53,861円
未実施			0.7	35,532円

段階	平成30年度～令和元年度				令和2年度			
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.315	23,083円	1,924円
第2段階	43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435	29,611円	2,468円
第3段階	55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,498円	0.7	31,979円	2,635円
未実施			0.7	35,532円	2,961円	0.5	2,200	1,56,341

## 平成29年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

## 平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料	所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)	第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.685	48,679	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958	第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1,000 (基準額)	71,064	第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税され、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1,200	85,277	第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税され、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1,000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1,250	88,830	第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1,150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超える人	1,300	92,383	第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超える人	1,250	80,119
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1,500	106,596	第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人 ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	H24 H25 H26	85,458 90,804 96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1,700	120,809			1,500	96,143
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1,825	129,692	第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1,625	104,155
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1,950	138,575	第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1,750	112,167
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2,075	147,458				
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2,200	156,341				

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。  
公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投じて低所得者の保険料軽減強化を実施しています。  
軽減前の第1段階の保険料は次のとおりです。

年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

## 平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

## 平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料	所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048	第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で合計所得金額の合計が80万円を超える人	0.685	43,906	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072				
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686	第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095	第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710	第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円を超える人	1.25	80,119	第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超える人	1.25	70,662
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人 基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	1.24 1.3333 1.4167 1.5	85,458 90,804 96,143	第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155	第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167	第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の( )内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかつた場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料	対象者	保険料率	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>中国残留邦人等支援給付受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が市民税非課税の人</li> </ul>	0.5	28,265	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>中国残留邦人等支援給付受給者(H20～)</li> <li>老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が市民税非課税の人</li> </ul>	0.5	28,484
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	0.625	35,331	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	0.625	35,605
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人</li> </ul>	0.75	42,397	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人</li> </ul>	0.75	42,726
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人</li> </ul>	0.9	50,877	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人</li> </ul>	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人</li> </ul>	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯のだれかに市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人</li> </ul>	1.25	71,210
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人</li> </ul>	1.15	65,009	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人</li> </ul>		
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超える人</li> </ul>	1.25	70,662	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人</li> </ul>		
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人</li> </ul>	1.5	84,794	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人</li> </ul>		
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人</li> </ul>	1.625	91,860	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人</li> </ul>	1.625	92,573
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人</li> </ul>	1.75	98,926	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人</li> </ul>	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の( )内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者待遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

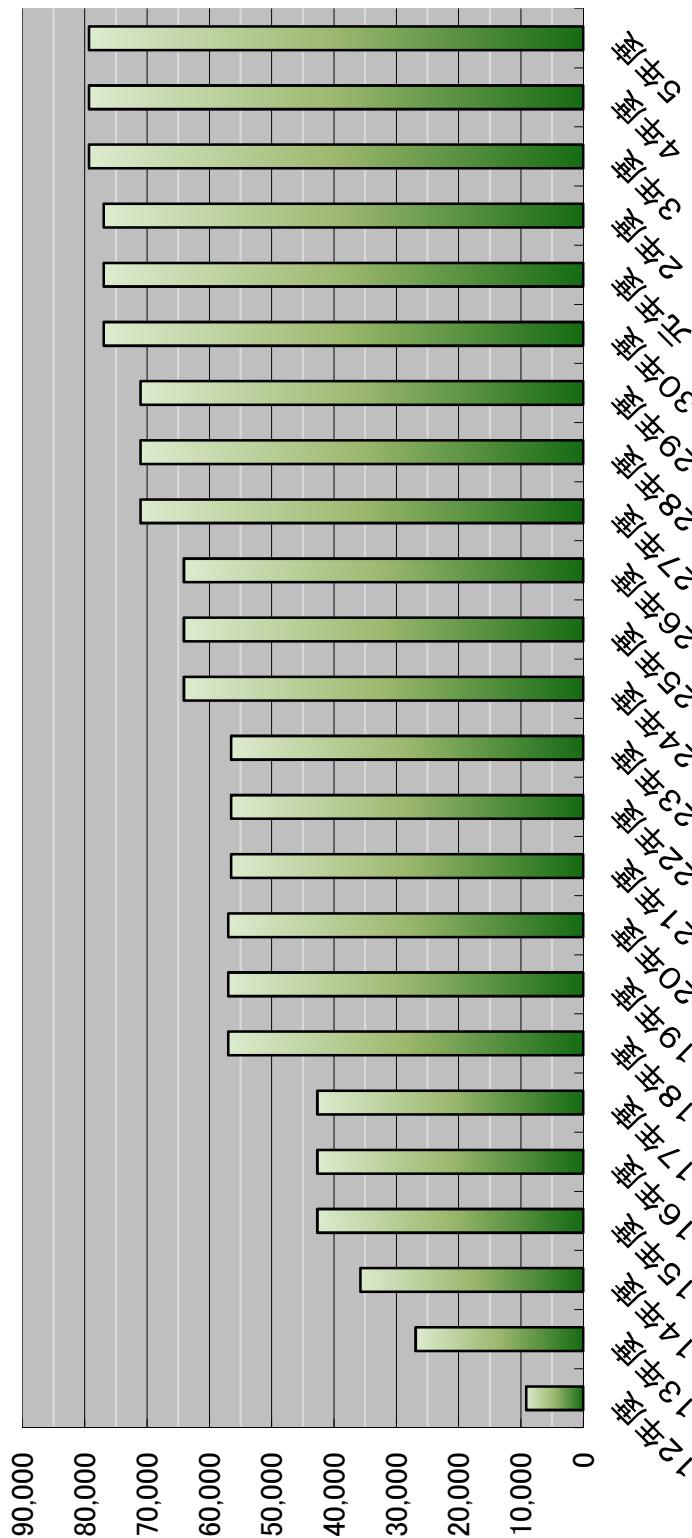
従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	保険料	従来の段階等				年度別年の年間保険料(円)		
				所得段階	対象者	保険料率	12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であつて世帯全員 が市民税非課税の場合	0.5	28,484	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であつて世 帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の場合	0.625	35,605	第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の場合	0.75	42,726	第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税され ているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税され ているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968	第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計 所得金額が200万円未満の場合 (平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が200万円未満の場合	1.25	71,210	第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計 所得金額が200万円以上400万円未満 (平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満 の場合	1.5	85,452							
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満 の場合	1.625	92,573							
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が600万円以上の場合	1.75	99,694							

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

## 保険料(基準額年額)の推移グラフ

(単位:円)



\* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、  
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

\* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、  
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。  
軽減前の基準額は、57,347円。

## 2 保険料収納状況

### (1) 現年度分

(単位: 人数(人)、金額(円))

年 度	内訳 徴収区分	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合 計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合 計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74
2	特別徴収	117,438	7,658,295,012	117,438	7,658,295,012	0	0	100.00
	普通徴収	19,946	867,386,332	18,325	751,172,095	3,456	116,214,237	86.60
	合 計	137,384	8,525,681,344	135,763	8,409,467,107	3,456	116,214,237	98.64
3	特別徴収	117,744	7,774,919,220	117,744	7,774,919,220	0	0	100.00
	普通徴収	22,275	973,371,631	22,011	863,778,701	2,888	109,592,930	88.74
	合 計	140,019	8,748,290,851	139,755	8,638,697,921	2,888	109,592,930	98.75
4	特別徴収	117,045	7,757,871,937	117,045	7,757,871,937	0	0	100.00
	普通徴収	21,124	976,093,821	19,667	877,692,509	2,457	98,401,312	89.92
	合 計	138,169	8,733,965,758	136,712	8,635,564,446	2,457	98,401,312	98.87
5	特別徴収	115,474	7,664,151,993	115,474	7,664,151,993	0	0	100.00
	普通徴収	21,095	970,280,415	19,685	881,223,497	2,388	89,056,918	90.82
	合 計	136,569	8,634,432,408	135,159	8,545,375,490	2,388	89,056,918	98.97

※各年度分とも翌年度5月末現在

(2)所得段階別 現年度分

(単位: 人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額		
1	特徴	25,795	574,064,847	25,795	574,064,847	0	0	100.00
	普徴	9,148	179,080,146	8,533	164,021,714	1,078	15,058,432	91.59
	計	34,943	753,144,993	34,328	738,086,561	1,078	15,058,432	98.00
2	特徴	13,220	438,243,329	13,220	438,243,329	0	0	100.00
	普徴	744	14,459,779	709	13,452,977	56	1,006,802	93.04
	計	13,964	452,703,108	13,929	451,696,306	56	1,006,802	99.78
3	特徴	12,459	659,738,457	12,459	659,738,457	0	0	100.00
	普徴	716	21,204,361	670	19,676,428	67	1,527,933	92.79
	計	13,175	680,942,818	13,129	679,414,885	67	1,527,933	99.78
4	特徴	10,063	723,908,413	10,063	723,908,413	0	0	100.00
	普徴	2,365	121,024,943	2,172	105,620,279	300	15,404,664	87.27
	計	12,428	844,933,356	12,235	829,528,692	300	15,404,664	98.18
5	特徴	12,207	945,828,983	12,207	945,828,983	0	0	100.00
	普徴	418	17,036,209	395	15,724,010	32	1,312,199	92.30
	計	12,625	962,865,192	12,602	961,552,993	32	1,312,199	99.86
6	特徴	14,946	1,361,727,124	14,946	1,361,727,124	0	0	100.00
	普徴	1,933	121,048,635	1,760	104,658,181	276	16,390,454	86.46
	計	16,879	1,482,775,759	16,706	1,466,385,305	276	16,390,454	98.89
7	特徴	14,871	1,458,098,852	14,871	1,458,098,852	0	0	100.00
	普徴	2,140	146,326,880	1,965	129,324,450	278	17,002,430	88.38
	計	17,011	1,604,425,732	16,836	1,587,423,302	278	17,002,430	98.94
8	特徴	6,115	685,157,698	6,115	685,157,698	0	0	100.00
	普徴	1,542	122,249,392	1,455	111,467,097	168	10,782,295	91.18
	計	7,657	807,407,090	7,570	796,624,795	168	10,782,295	98.66
9	特徴	1,994	252,425,257	1,994	252,425,257	0	0	100.00
	普徴	618	56,809,259	584	51,686,073	61	5,123,186	90.98
	計	2,612	309,234,516	2,578	304,111,330	61	5,123,186	98.34
10	特徴	1,849	251,558,850	1,849	251,558,850	0	0	100.00
	普徴	705	72,139,956	685	68,679,985	45	3,459,971	95.20
	計	2,554	323,698,806	2,534	320,238,835	45	3,459,971	98.93
11	特徴	639	91,493,736	639	91,493,736	0	0	100.00
	普徴	245	27,145,257	242	26,369,152	10	749,105	97.14
	計	884	118,638,993	881	117,862,888	10	749,105	99.35
12	特徴	346	53,793,954	346	53,793,954	0	0	100.00
	普徴	142	17,600,632	141	17,338,419	6	262,213	98.51
	計	488	71,394,586	487	71,132,373	6	262,213	99.63
13	特徴	213	35,287,224	213	35,287,224	0	0	100.00
	普徴	76	9,152,306	75	8,943,024	2	209,282	97.71
	計	289	44,439,530	288	44,230,248	2	209,282	99.53
14	特徴	757	132,825,269	757	132,825,269	0	0	100.00
	普徴	303	45,002,660	299	44,234,708	9	767,952	98.29
	計	1,060	177,827,929	1,056	177,059,977	9	767,952	99.57

※翌年度5月末現在

## (3)滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 年度	調定		収納		不納欠損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人數	金額	人數	金額	人數	金額	人數	金額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68
令和2年度	3,939	242,254,175	851	23,306,192	2,401	97,095,832	2,690	121,852,151	9.62
令和3年度	4,045	229,511,269	1,462	32,713,921	2,107	73,893,794	2,401	122,903,554	14.25
令和4年度	3,566	223,934,780	1,189	32,455,982	1,861	64,787,984	2,211	126,690,814	14.49
令和5年度	3,396	230,158,504	1,103	27,585,709	1,721	72,439,225	2,151	130,133,570	11.99

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

## (4)所得段階別 滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調定		収納		不納欠損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人數	金額	人數	金額	人數	金額	人數	金額	
1段階	1,323	80,371,038	324	4,118,334	744	13,147,255	823	21,119,564	5.12
2段階	96	5,044,721	35	795,748	43	1,253,934	51	1,822,546	15.77
3段階	128	7,342,628	53	980,740	51	1,893,357	71	4,016,461	13.36
4段階	456	28,647,641	166	4,340,913	253	13,686,977	312	23,555,762	15.15
5段階	63	3,233,058	18	569,854	30	1,459,843	40	2,510,119	17.63
6段階	490	35,038,083	187	5,236,807	225	14,380,768	319	25,872,172	14.95
7段階	423	33,973,824	151	4,989,410	204	12,706,387	280	25,550,046	14.69
8段階	239	22,025,248	87	2,959,829	100	7,259,173	148	14,851,241	13.44
9段階	83	7,054,818	37	1,506,274	43	4,075,391	52	5,425,703	21.35
10段階	55	4,855,346	25	1,489,272	17	1,414,713	33	3,193,289	30.67
11段階	18	1,491,381	7	173,857	6	365,727	10	927,454	11.66
12段階	11	447,927	6	101,303	2	153,471	8	682,769	22.62
13段階	2	279,501	2	73,200	0	0	0	0	26.19
14段階	9	353,290	5	250,168	3	642,229	4	606,444	70.81
合計	3,396	230,158,504	1,103	27,585,709	1,721	72,439,225	2,151	130,133,570	11.99

※3月末現在

※収納人數については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人數は一致しない。

(5) 口座振替加入率

年度	口座振替加入率(%)
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56
令和2年度	19.12
令和3年度	22.19
令和4年度	21.67
令和5年度	20.49

(6) 減免状況

(保険料減免)

内訳	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被災	件数	5	6	11
	金額	110,372	260,398	315,106
所得激減	件数	276	247	262
	金額	4,635,085	3,998,289	4,557,877
生活困窮	件数	3	4	4
	金額	47,586	63,448	63,448
制度的	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
その他	件数	54	35	42
	金額	1,161,526	657,744	692,336
合計	件数	338	292	319
	金額	5,954,569	4,979,879	5,628,767

(7) コロナ減免

内訳	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
コロナ1.0	件数	203	33	0
	金額	14,117,370	2,198,079	0
コロナ0.8	件数	66	11	2
	金額	5,389,134	737,007	239,517
コロナ廃失	件数	32	53	3
	金額	2,318,580	3,944,362	227,563
コロナ死重	件数	0	8	1
	金額	0	391,890	55,517
合計	件数	301	105	6
	金額	21,825,084	7,271,338	522,597

※R5は実施なし



# IV 認定審査



## 1 介護認定審査会

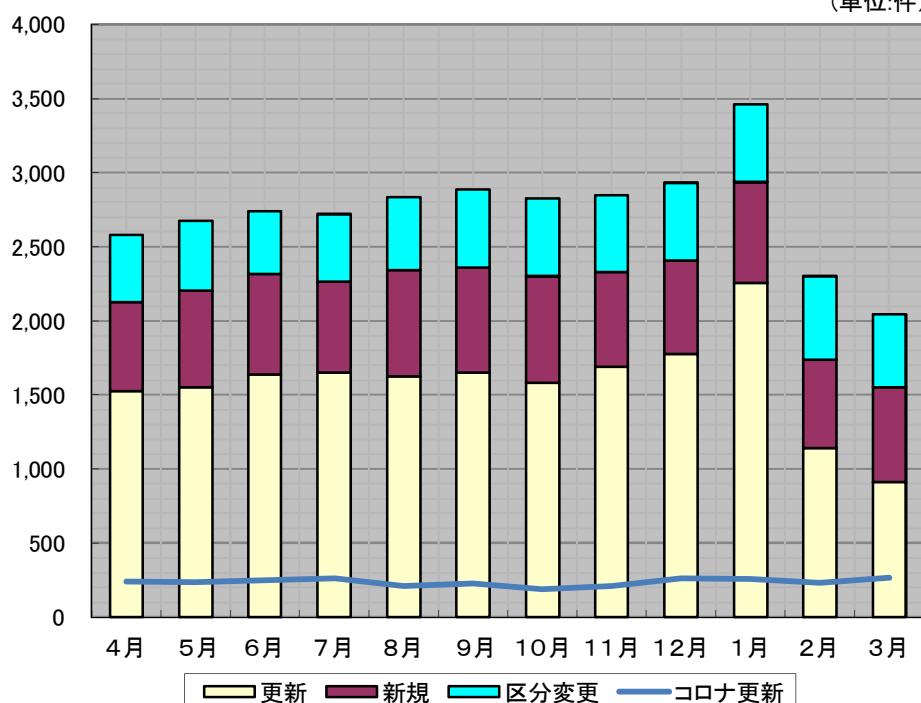
項目	内 容
合議体数	20合議体(40グループ)
委員数及び内訳	174人 (医療 117人・保健 26人・福祉 31人) (令和6年3月31日現在)
1回の審査件数	約 50件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 479回 (R4年度 408回)
認定処理件数	計32,883件 (R4年度 33,245件)

## 2 月別要支援・要介護認定申請状況

申請 件数	申請区分				
	新規	更新	コロナ更新	区分変更	
4月	2,582	600	1,528	239	454
5月	2,674	651	1,553	236	470
6月	2,743	684	1,635	248	424
7月	2,721	612	1,650	262	459
8月	2,836	717	1,626	211	493
9月	2,884	712	1,648	226	524
10月	2,827	720	1,582	189	525
11月	2,847	642	1,690	211	515
12月	2,933	633	1,776	260	524
1月	3,460	685	2,253	257	522
2月	2,302	598	1,142	232	562
3月	2,044	639	911	265	494
合計	32,853	7,893	18,994	2,836	5,966

令和5年度月別要支援・要介護認定申請状況

(単位:件)

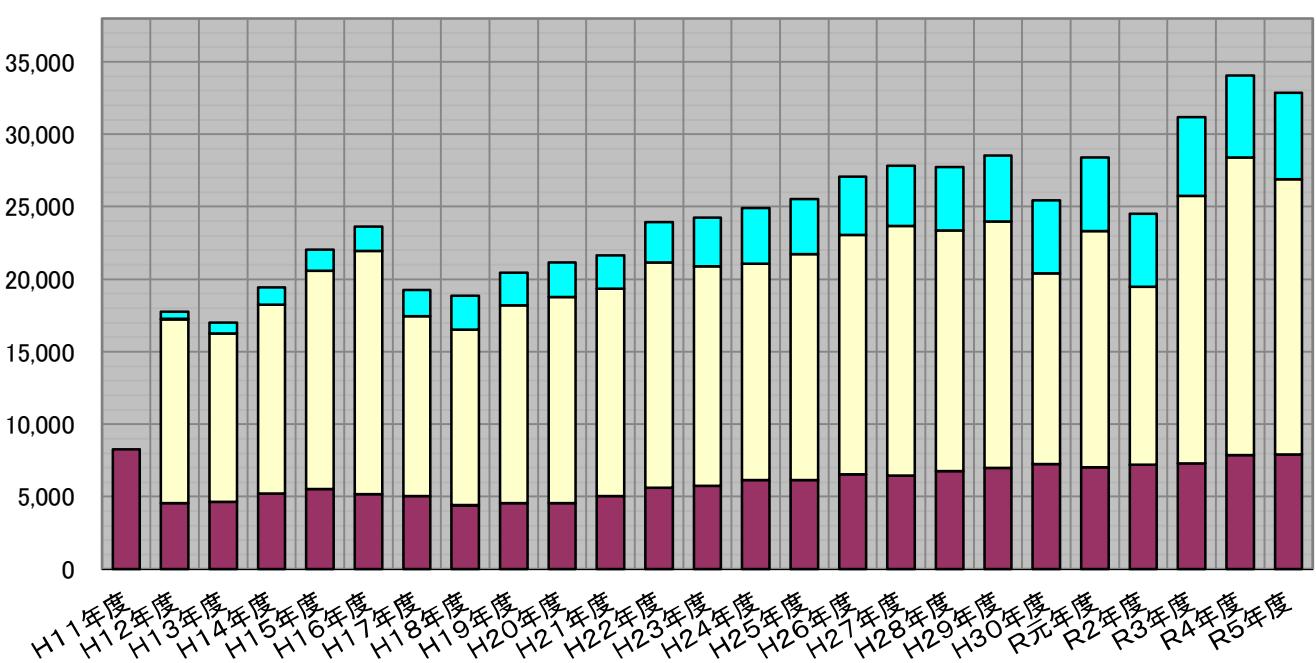


### 3 年度別要支援・要介護認定申請状況

年度	申請件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
H11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
H12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
H13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
H14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
H15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
H16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
H17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
H18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
H19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
H20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
H21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
H22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
H23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
H24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
H25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
H26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
H27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
H28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
H29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
H30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
R元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%
R2年度	24,538	7,183	29.27%	12,288	50.08%	5,067	20.65%
R3年度	31,156	7,296	23.42%	18,428	59.15%	5,432	17.43%
R4年度	34,049	7,879	23.14%	20,492	60.18%	5,678	16.68%
R5年度	32,853	7,893	24.03%	18,994	57.82%	5,966	18.16%

年度別 要支援・要介護認定申請状況

(単位: 件)



#### 4 月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	0	4,982	4,961	9,943	5,398	4,708	3,879	3,633	2,477	30,038
	65歳～74歳	0	607	700	1,307	526	629	392	391	332	3,577
	75歳以上	0	4,375	4,261	8,636	4,872	4,079	3,487	3,242	2,145	26,461
	第2号		47	114	161	74	99	79	58	94	565
	小計	0	5,029	5,075	10,104	5,472	4,807	3,958	3,691	2,571	30,603
5月末	第1号	0	5,029	4,982	10,011	5,445	4,695	3,865	3,596	2,512	30,124
	65歳～74歳	0	607	710	1,317	524	618	383	390	333	3,565
	75歳以上	0	4,422	4,272	8,694	4,921	4,077	3,482	3,206	2,179	26,559
	第2号		47	116	163	71	98	78	56	93	559
	小計	0	5,076	5,098	10,174	5,516	4,793	3,943	3,652	2,605	30,683
6月末	第1号	0	5,092	5,001	10,093	5,489	4,714	3,825	3,631	2,542	30,294
	65歳～74歳	0	595	707	1,302	535	614	375	390	332	3,548
	75歳以上	0	4,497	4,294	8,791	4,954	4,100	3,450	3,241	2,210	26,746
	第2号		50	110	160	67	105	72	55	96	555
	小計	0	5,142	5,111	10,253	5,556	4,819	3,897	3,686	2,638	30,849
7月末	第1号	0	5,142	5,025	10,167	5,502	4,736	3,794	3,610	2,571	30,380
	65歳～74歳	0	616	727	1,343	527	602	366	391	346	3,575
	75歳以上	0	4,526	4,298	8,824	4,975	4,134	3,428	3,219	2,225	26,805
	第2号		51	109	160	66	110	72	49	93	550
	小計	0	5,193	5,134	10,327	5,568	4,846	3,866	3,659	2,664	30,930
8月末	第1号	0	5,124	5,076	10,200	5,520	4,746	3,782	3,547	2,559	30,354
	65歳～74歳	0	606	734	1,340	549	596	363	376	333	3,557
	75歳以上	0	4,518	4,342	8,860	4,971	4,150	3,419	3,171	2,226	26,797
	第2号		52	114	166	66	110	68	51	92	553
	小計	0	5,176	5,190	10,366	5,586	4,856	3,850	3,598	2,651	30,907
9月末	第1号	0	5,160	5,113	10,273	5,506	4,753	3,792	3,526	2,553	30,403
	65歳～74歳	0	626	740	1,366	543	597	361	366	330	3,563
	75歳以上	0	4,534	4,373	8,907	4,963	4,156	3,431	3,160	2,223	26,840
	第2号		52	114	166	66	110	69	48	93	552
	小計	0	5,212	5,227	10,439	5,572	4,863	3,861	3,574	2,646	30,955
10月末	第1号	0	5,238	5,157	10,395	5,451	4,708	3,782	3,544	2,549	30,429
	65歳～74歳	0	632	746	1,378	526	583	368	365	325	3,545
	75歳以上	0	4,606	4,411	9,017	4,925	4,125	3,414	3,179	2,224	26,884
	第2号		56	112	168	66	112	69	54	91	560
	小計	0	5,294	5,269	10,563	5,517	4,820	3,851	3,598	2,640	30,989
11月末	第1号	0	5,287	5,181	10,468	5,440	4,700	3,725	3,543	2,592	30,468
	65歳～74歳	0	633	737	1,370	517	579	358	363	334	3,521
	75歳以上	0	4,654	4,444	9,098	4,923	4,121	3,367	3,180	2,258	26,947
	第2号		58	117	175	68	110	70	52	90	565
	小計	0	5,345	5,298	10,643	5,508	4,810	3,795	3,595	2,682	31,033
12月末	第1号	0	5,333	5,238	10,571	5,413	4,684	3,716	3,512	2,585	30,481
	65歳～74歳	0	650	745	1,395	510	570	361	348	333	3,517
	75歳以上	0	4,683	4,493	9,176	4,903	4,114	3,355	3,164	2,252	26,964
	第2号		61	117	178	64	113	74	54	89	572
	小計	0	5,394	5,355	10,749	5,477	4,797	3,790	3,566	2,674	31,053

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	0	5,365	5,240	10,605	5,393	4,667	3,701	3,484	2,518	30,368
	65歳～74歳	0	641	730	1,371	518	563	357	339	318	3,466
	75歳以上	0	4,724	4,510	9,234	4,875	4,104	3,344	3,145	2,200	26,902
	第2号		60	120	180	61	119	71	57	90	578
小計		0	5,425	5,360	10,785	5,454	4,786	3,772	3,541	2,608	30,946
2月末	第1号	0	5,394	5,247	10,641	5,360	4,653	3,665	3,453	2,507	30,279
	65歳～74歳	0	630	734	1,364	494	569	353	336	324	3,440
	75歳以上	0	4,764	4,513	9,277	4,866	4,084	3,312	3,117	2,183	26,839
	第2号		62	122	184	58	113	71	56	95	577
小計		0	5,456	5,369	10,825	5,418	4,766	3,736	3,509	2,602	30,856
3月末	第1号	0	5,460	5,237	10,697	5,306	4,611	3,657	3,445	2,503	30,219
	65歳～74歳	0	641	725	1,366	476	553	352	330	315	3,392
	75歳以上	0	4,819	4,512	9,331	4,830	4,058	3,305	3,115	2,188	26,827
	第2号		63	123	186	55	118	68	55	98	580
小計		0	5,523	5,360	10,883	5,361	4,729	3,725	3,500	2,601	30,799

令和5年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)



■事業対象者 ■要支援1 ■要支援2 □要介護1 □要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

## 5 年度末別要介護度別認定者状況(H12年度末～R5年度末)

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H12 年度 末	第1号		788			2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳		191			577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上		597			1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号		7			83	97	70	64	66	387
	小 計		795			2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
H13 年度 末	第1号		919			3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳		234			762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上		685			2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号		5			86	140	83	75	67	456
	小 計		924			3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
H14 年度 末	第1号		1,465			4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳		381			1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上		1,084			3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号		18			122	141	85	76	77	519
	小 計		1,483			4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
H15 年度 末	第1号		2,031			5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳		553			1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上		1,478			4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号		33			167	120	107	84	85	596
	小 計		2,064			5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
H16 年度 末	第1号		2,782			5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳		738			1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上		2,044			4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号		55			179	116	112	89	90	641
	小 計		2,837			5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
H17 年度 末	第1号		3,255			5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳		829			1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上		2,426			4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号		58			176	130	120	94	94	672
	小 計		3,313			5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486
H18 年度 末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小 計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
H19 年度 末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小 計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
H20 年度 末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小 計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
H21 年度 末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小 計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
H22 年度 末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小 計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495

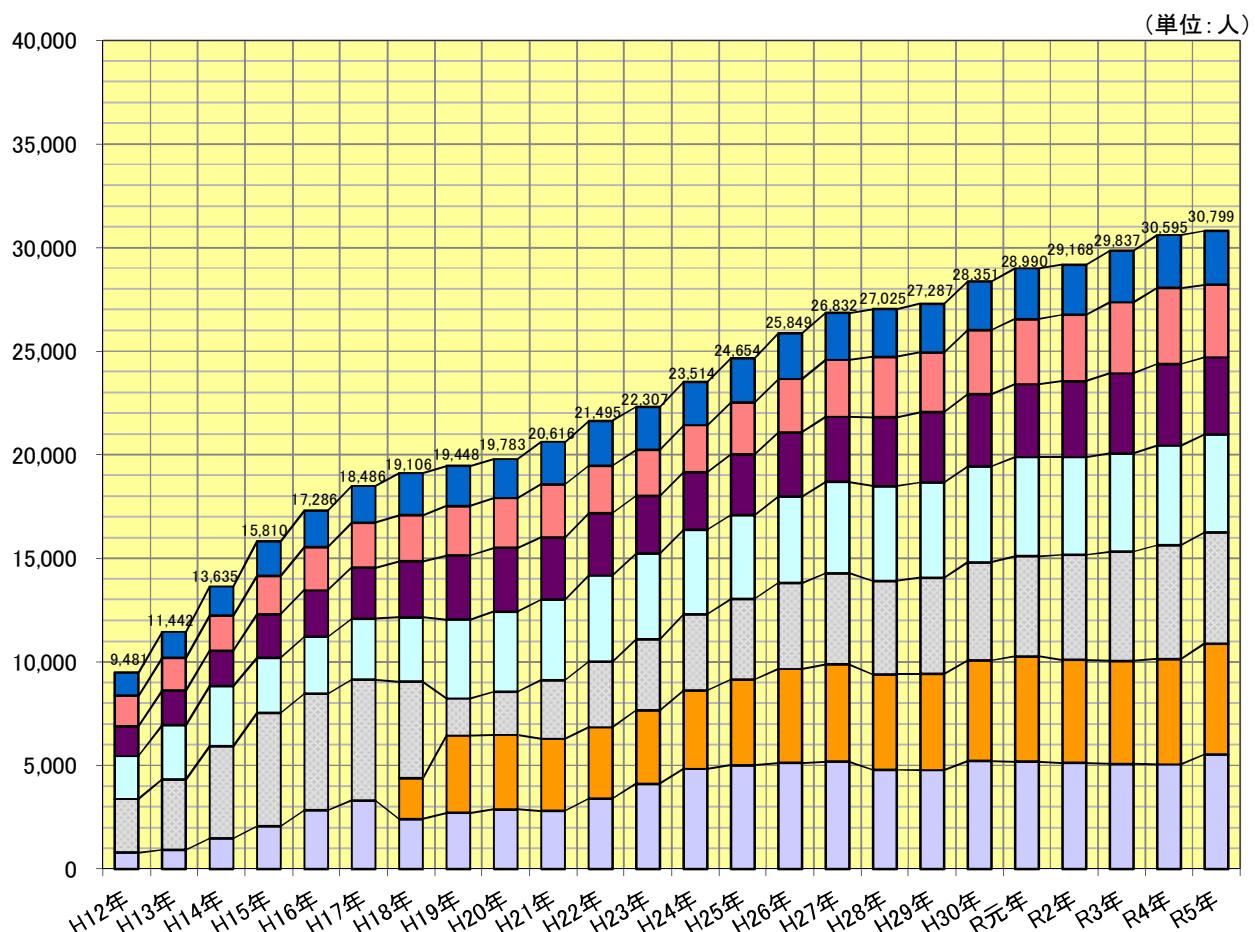
(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H23 年度 末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
H24 年度 末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
H25 年度 末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
H26 年度 末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849
H27 年度 末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
H28 年度 末	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
H29 年度 末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
H30 年度 末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351
R元 年度 末	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	524
	小計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990
R2 年度 末	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	529
	小計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	29,168
R3 年度 末	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	569
	小計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	29,837

(単位:人)

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R4 年 度 末 A	第1号	0	5,001	4,976	9,977	5,414	4,704	3,858	3,619	2,457	30,029
	65歳～74歳	0	608	704	1,312	538	620	393	395	336	3,594
	75歳以上	0	4,393	4,272	8,665	4,876	4,084	3,465	3,224	2,121	26,435
	第2号		46	115	161	74	103	77	57	94	566
	小計	0	5,047	5,091	10,138	5,488	4,807	3,935	3,676	2,551	30,595
R5 年 度 末 B	第1号	0	5,460	5,237	10,697	5,306	4,611	3,657	3,445	2,503	30,219
	65歳～74歳	0	641	725	1,366	476	553	352	330	315	3,392
	75歳以上	0	4,819	4,512	9,331	4,830	4,058	3,305	3,115	2,188	26,827
	第2号		63	123	186	55	118	68	55	98	580
	小計	0	5,523	5,360	10,883	5,361	4,729	3,725	3,500	2,601	30,799
前 年 度 比 B/A	第1号	0.0%	109.2%	105.2%	107.2%	98.0%	98.0%	94.8%	95.2%	101.9%	100.6%
	65歳～74歳	0.0%	105.4%	103.0%	104.1%	88.5%	89.2%	89.6%	83.5%	93.8%	94.4%
	75歳以上	0.0%	109.7%	105.6%	107.7%	99.1%	99.4%	95.4%	96.6%	103.2%	101.5%
	第2号		137.0%	107.0%	115.5%	74.3%	114.6%	88.3%	96.5%	104.3%	102.5%
	小計	0.0%	109.4%	105.3%	107.3%	97.7%	98.4%	94.7%	95.2%	102.0%	100.7%

年度末別 要介護度別認定者状況 (H12年度～R5年度)

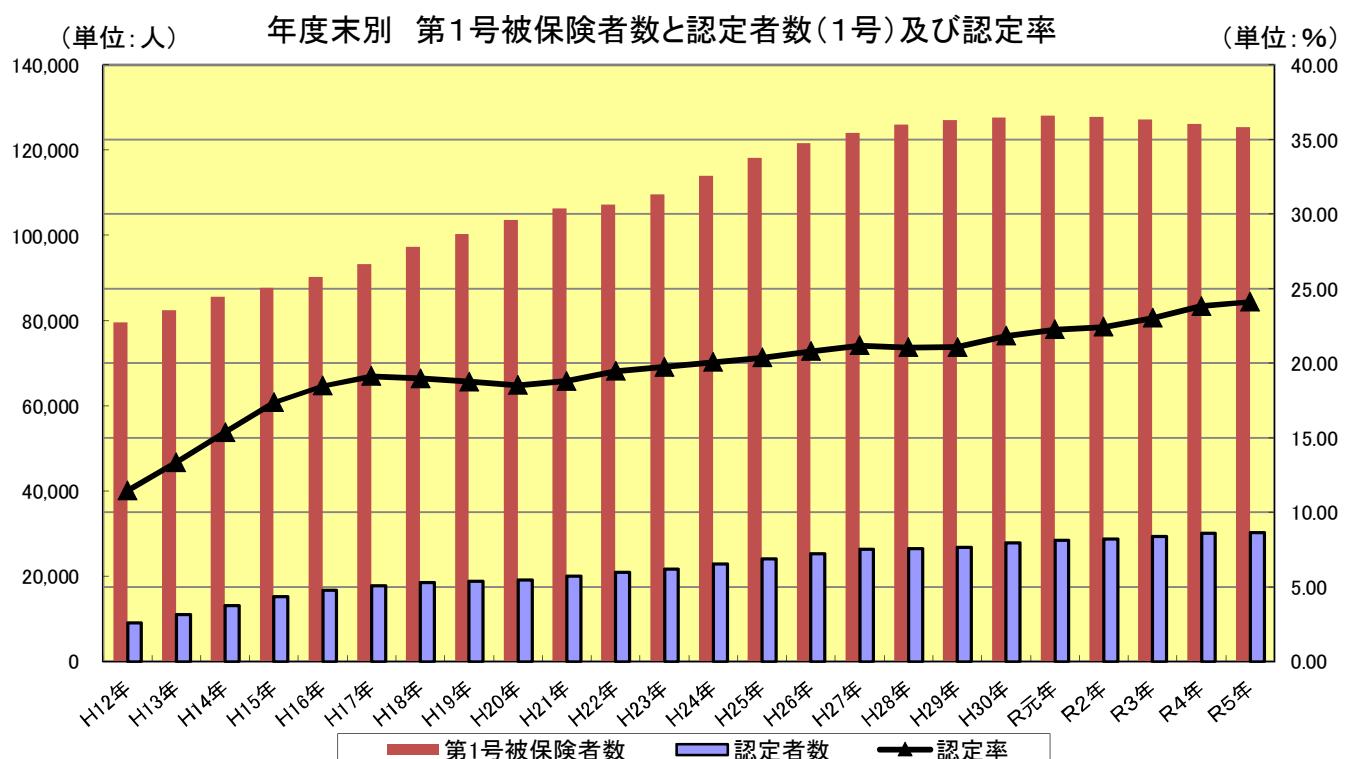


□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

## 6 年度末別認定率

(単位:人)

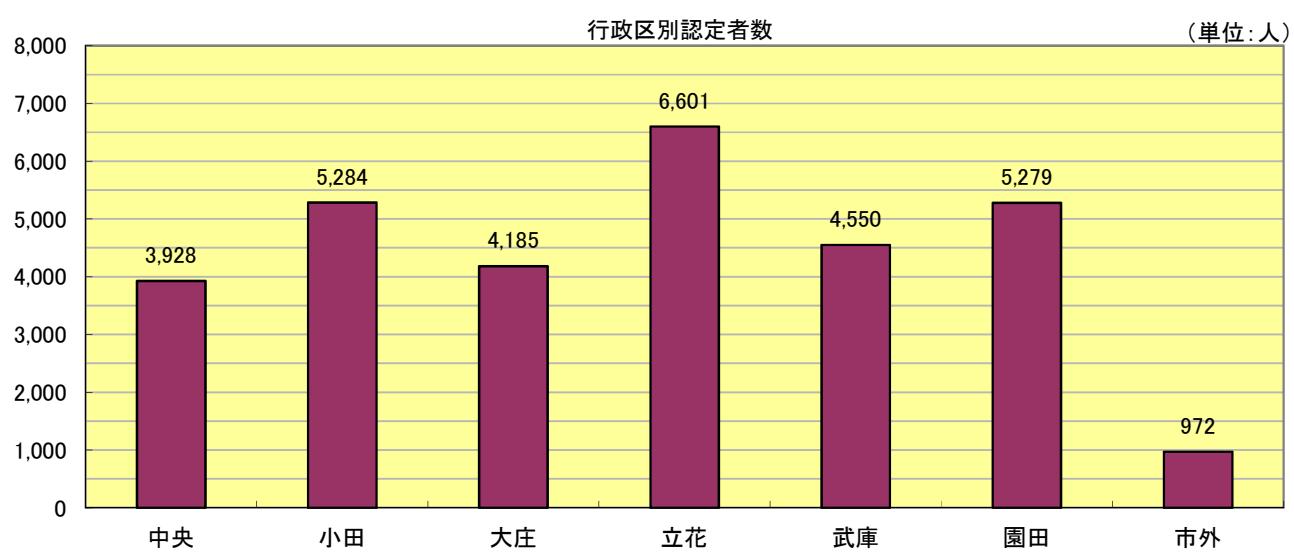
各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
H12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
H13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
H14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
H15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
H16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
H17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
H18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
H19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
H20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
H21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
H22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
H23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
H24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
H25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
H26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
H27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
H28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
H29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
H30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
R元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66
R2年度	127,766	28,639	529	29,168	22.42	22.83
R3年度	127,105	29,268	569	29,837	23.03	23.47
R4年度	126,099	30,029	566	30,595	23.81	24.26
R5年度	125,307	30,219	580	30,799	24.12	24.58



## 7 行政区別 要介護度別認定者状況(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度 地区		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中 央	第1号	0	678	751	1,429	616	557	502	428	328	3,860
	65歳～74歳	0	89	99	188	56	73	64	52	40	473
	75歳以上	0	589	652	1,241	560	484	438	376	288	3,387
	第2号		11	17	28	9	12	5	2	12	68
小 計		0	689	768	1,457	625	569	507	430	340	3,928
小 田	第1号	0	875	923	1,798	911	780	654	586	459	5,188
	65歳～74歳	0	110	117	227	89	88	64	49	63	580
	75歳以上	0	765	806	1,571	822	692	590	537	396	4,608
	第2号		10	24	34	7	13	12	12	18	96
小 計		0	885	947	1,832	918	793	666	598	477	5,284
大 庄	第1号	0	600	723	1,323	663	746	544	474	344	4,094
	65歳～74歳	0	80	100	180	72	90	49	43	34	468
	75歳以上	0	520	623	1,143	591	656	495	431	310	3,626
	第2号		10	22	32	10	17	14	9	9	91
小 計		0	610	745	1,355	673	763	558	483	353	4,185
立 花	第1号	0	1,260	1,128	2,388	1,210	962	734	712	469	6,475
	65歳～74歳	0	137	166	303	96	108	64	51	59	681
	75歳以上	0	1,123	962	2,085	1,114	854	670	661	410	5,794
	第2号		15	25	40	10	28	16	13	19	126
小 計		0	1,275	1,153	2,428	1,220	990	750	725	488	6,601
武 庫	第1号	0	902	784	1,686	814	698	461	464	347	4,470
	65歳～74歳	0	90	99	189	68	80	39	47	35	458
	75歳以上	0	812	685	1,497	746	618	422	417	312	4,012
	第2号		6	13	19	9	17	12	7	16	80
小 計		0	908	797	1,705	823	715	473	471	363	4,550
園 田	第1号	0	1,090	862	1,952	994	729	568	545	385	5,173
	65歳～74歳	0	132	140	272	88	96	49	56	55	616
	75歳以上	0	958	722	1,680	906	633	519	489	330	4,557
	第2号		11	22	33	8	27	9	12	17	106
小 計		0	1,101	884	1,985	1,002	756	577	557	402	5,279
市 外	第1号	0	55	66	121	98	139	194	236	171	959
	65歳～74歳	0	3	4	7	7	18	23	32	29	116
	75歳以上	0	52	62	114	91	121	171	204	142	843
	第2号		0	0	0	2	4	0	0	7	13
小 計		0	55	66	121	100	143	194	236	178	972
總 数	第1号	0	5,460	5,237	10,697	5,306	4,611	3,657	3,445	2,503	30,219
	65歳～74歳	0	641	725	1,366	476	553	352	330	315	3,392
	75歳以上	0	4,819	4,512	9,331	4,830	4,058	3,305	3,115	2,188	26,827
	第2号		63	123	186	55	118	68	55	98	580
合 計		0	5,523	5,360	10,883	5,361	4,729	3,725	3,500	2,601	30,799





# V 保険給付等



## 1 月別介護サービス利用者状況

### (1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	1,700	2,702	4,402	4,285	4,050	2,696	2,162	1,395	18,990
	第2号	24	73	97	58	83	62	44	60	404
	小計	1,724	2,775	4,499	4,343	4,133	2,758	2,206	1,455	19,394
5月	第1号	1,698	2,707	4,405	4,309	4,051	2,697	2,170	1,397	19,029
	第2号	24	77	101	60	81	64	42	64	412
	小計	1,722	2,784	4,506	4,369	4,132	2,761	2,212	1,461	19,441
6月	第1号	1,735	2,733	4,468	4,369	4,083	2,665	2,164	1,411	19,160
	第2号	23	78	101	53	87	56	43	62	402
	小計	1,758	2,811	4,569	4,422	4,170	2,721	2,207	1,473	19,562
7月	第1号	1,758	2,772	4,530	4,342	4,062	2,674	2,148	1,402	19,158
	第2号	24	75	99	53	87	54	38	58	389
	小計	1,782	2,847	4,629	4,395	4,149	2,728	2,186	1,460	19,547
8月	第1号	1,760	2,788	4,548	4,365	4,082	2,667	2,139	1,424	19,225
	第2号	26	76	102	49	89	54	40	58	392
	小計	1,786	2,864	4,650	4,414	4,171	2,721	2,179	1,482	19,617
9月	第1号	1,769	2,792	4,561	4,382	4,095	2,653	2,097	1,426	19,214
	第2号	32	77	109	51	88	60	40	60	408
	小計	1,801	2,869	4,670	4,433	4,183	2,713	2,137	1,486	19,622
10月	第1号	1,778	2,822	4,600	4,342	4,096	2,672	2,117	1,400	19,227
	第2号	32	75	107	48	93	60	40	62	410
	小計	1,810	2,897	4,707	4,390	4,189	2,732	2,157	1,462	19,637
11月	第1号	1,813	2,871	4,684	4,319	4,124	2,649	2,145	1,447	19,368
	第2号	31	77	108	49	94	58	40	63	412
	小計	1,844	2,948	4,792	4,368	4,218	2,707	2,185	1,510	19,780
12月	第1号	1,822	2,883	4,705	4,260	4,110	2,615	2,094	1,441	19,225
	第2号	33	79	112	47	92	59	43	62	415
	小計	1,855	2,962	4,817	4,307	4,202	2,674	2,137	1,503	19,640
1月	第1号	1,800	2,888	4,688	4,250	4,012	2,615	2,054	1,410	19,029
	第2号	33	81	114	43	98	56	44	64	419
	小計	1,833	2,969	4,802	4,293	4,110	2,671	2,098	1,474	19,448
2月	第1号	1,797	2,916	4,713	4,226	3,985	2,600	1,995	1,399	18,918
	第2号	32	85	117	43	89	54	47	63	413
	小計	1,829	3,001	4,830	4,269	4,074	2,654	2,042	1,462	19,331
3月	第1号	1,800	2,921	4,721	4,256	4,011	2,622	2,015	1,396	19,021
	第2号	34	89	123	39	94	55	43	68	422
	小計	1,834	3,010	4,844	4,295	4,105	2,677	2,058	1,464	19,443
累計	第1号	21,230	33,795	55,025	51,705	48,761	31,825	25,300	16,948	229,564
	第2号	348	942	1,290	593	1,075	692	504	744	4,898
	合計	21,578	34,737	56,315	52,298	49,836	32,517	25,804	17,692	234,462

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
4月	第1号	11	12	23	1,126	926	679	497	325	3,576
	第2号	0	0	0	3	14	11	7	6	41
	小 計	11	12	23	1,129	940	690	504	331	3,617
5月	第1号	11	13	24	1,155	952	682	499	339	3,651
	第2号	0	0	0	2	11	10	7	6	36
	小 計	11	13	24	1,157	963	692	506	345	3,687
6月	第1号	11	14	25	1,150	985	670	503	336	3,669
	第2号	0	0	0	1	13	9	6	6	35
	小 計	11	14	25	1,151	998	679	509	342	3,704
7月	第1号	13	14	27	1,119	989	663	495	328	3,621
	第2号	0	0	0	2	14	4	7	7	34
	小 計	13	14	27	1,121	1,003	667	502	335	3,655
8月	第1号	13	13	26	1,089	972	660	488	315	3,550
	第2号	0	0	0	2	15	6	7	6	36
	小 計	13	13	26	1,091	987	666	495	321	3,586
9月	第1号	15	15	30	1,100	986	680	478	330	3,604
	第2号	0	0	0	3	16	6	6	6	37
	小 計	15	15	30	1,103	1,002	686	484	336	3,641
10月	第1号	13	17	30	1,098	1,000	697	483	326	3,634
	第2号	0	0	0	4	18	3	6	7	38
	小 計	13	17	30	1,102	1,018	700	489	333	3,672
11月	第1号	13	14	27	1,078	1,006	695	489	334	3,629
	第2号	0	0	0	5	14	7	7	7	40
	小 計	13	14	27	1,083	1,020	702	496	341	3,669
12月	第1号	15	14	29	1,029	982	692	478	332	3,542
	第2号	0	0	0	4	14	8	7	8	41
	小 計	15	14	29	1,033	996	700	485	340	3,583
1月	第1号	16	15	31	1,015	958	695	470	326	3,495
	第2号	0	0	0	4	13	9	5	7	38
	小 計	16	15	31	1,019	971	704	475	333	3,533
2月	第1号	17	16	33	1,032	973	691	469	326	3,524
	第2号	0	0	0	6	13	8	7	8	42
	小 計	17	16	33	1,038	986	699	476	334	3,566
3月	第1号	14	18	32	1,055	982	692	464	322	3,547
	第2号	0	0	0	7	13	9	6	8	43
	小 計	14	18	32	1,062	995	701	470	330	3,590
累計	第1号	162	175	337	13,046	11,711	8,196	5,813	3,939	43,042
	第2号	0	0	0	43	168	90	78	82	461
	合 計	162	175	337	13,089	11,879	8,286	5,891	4,021	43,503

(3) 施設別介護サービス利用者数

- \* 利用月ベースで決算との対応はしない
- \* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している
- \* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
4月	第1号	2,002	1,124	13	69	3,208
	第2号	11	17	0	1	29
	小計	2,013	1,141	13	70	総数 3,220
5月	第1号	1,998	1,140	13	70	3,221
	第2号	11	16	0	0	27
	小計	2,009	1,156	13	70	総数 3,236
6月	第1号	2,001	1,150	11	65	3,227
	第2号	11	16	0	0	27
	小計	2,012	1,166	11	65	総数 3,240
7月	第1号	2,001	1,144	13	64	3,222
	第2号	11	15	0	1	27
	小計	2,012	1,159	13	65	総数 3,232
8月	第1号	1,980	1,119	4	65	3,168
	第2号	12	12	0	2	26
	小計	1,992	1,131	4	67	総数 3,187
9月	第1号	2,004	1,120	5	69	3,198
	第2号	12	12	0	2	26
	小計	2,016	1,132	5	71	総数 3,206
10月	第1号	1,992	1,121	5	66	3,184
	第2号	12	13	0	2	27
	小計	2,004	1,134	5	68	総数 3,205
11月	第1号	2,006	1,120	5	65	3,196
	第2号	14	12	0	2	28
	小計	2,020	1,132	5	67	総数 3,203
12月	第1号	1,971	1,105	5	66	3,147
	第2号	13	14	0	2	29
	小計	1,984	1,119	5	68	総数 3,166
1月	第1号	1,961	1,107	4	58	3,130
	第2号	13	15	0	1	29
	小計	1,974	1,122	4	59	総数 3,149
2月	第1号	1,941	1,089	0	67	3,097
	第2号	13	16	0	0	29
	小計	1,954	1,105	0	67	総数 3,115
3月	第1号	1,927	1,104	0	64	3,095
	第2号	12	17	0	1	30
	小計	1,939	1,121	0	65	総数 3,110
累計	第1号	23,784	13,443	78	788	38,093
	第2号	145	175	0	14	334
	合計	23,929	13,618	78	802	総数 38,269

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

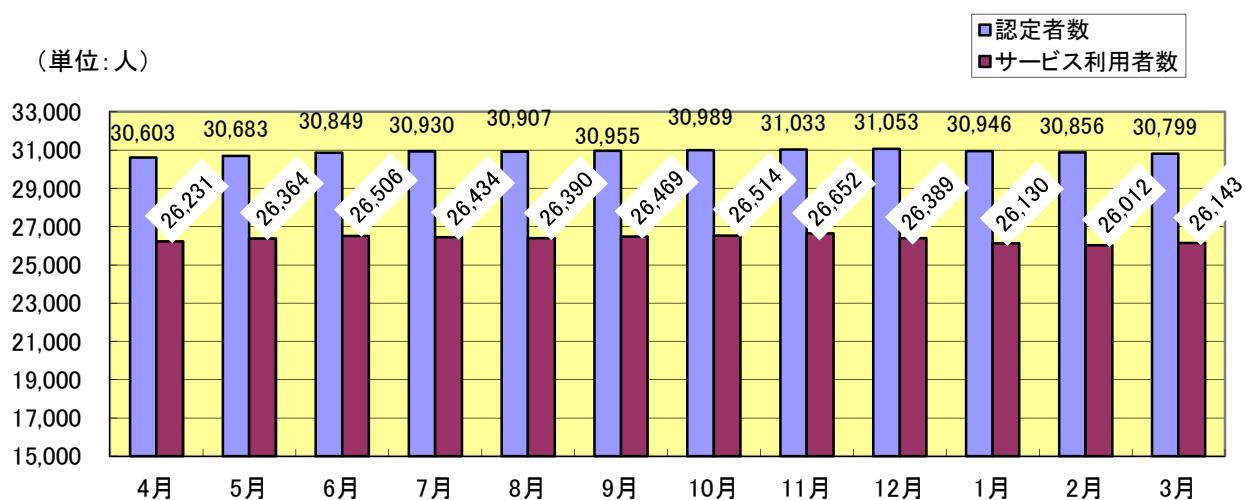
\* 利用月ベースで決算との対応はしない

\* 同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を1人として計上している

(単位:人)

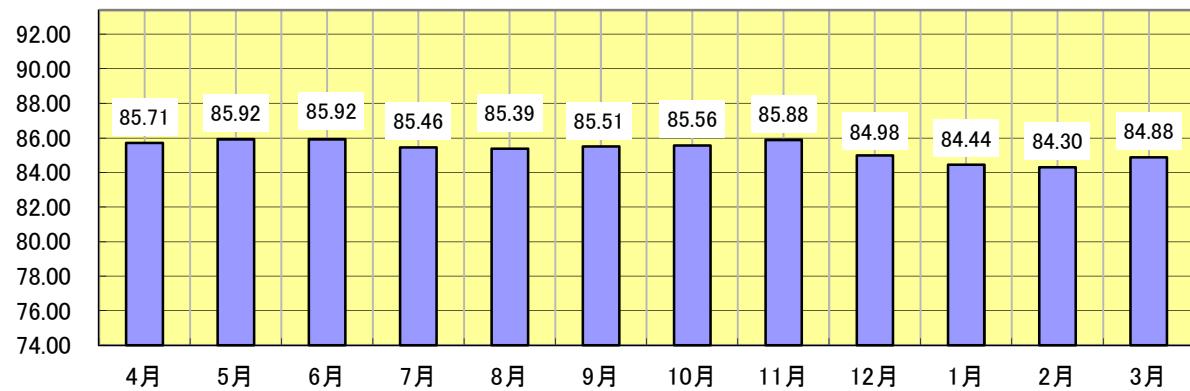
対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	30,603	19,394	63.37	3,617	11.82	3,220	10.52	26,231	85.71
5月	30,683	19,441	63.36	3,687	12.02	3,236	10.55	26,364	85.92
6月	30,849	19,562	63.41	3,704	12.01	3,240	10.50	26,506	85.92
7月	30,930	19,547	63.20	3,655	11.82	3,232	10.45	26,434	85.46
8月	30,907	19,617	63.47	3,586	11.60	3,187	10.31	26,390	85.39
9月	30,955	19,622	63.39	3,641	11.76	3,206	10.36	26,469	85.51
10月	30,989	19,637	63.37	3,672	11.85	3,205	10.34	26,514	85.56
11月	31,033	19,780	63.74	3,669	11.82	3,203	10.32	26,652	85.88
12月	31,053	19,640	63.25	3,583	11.54	3,166	10.20	26,389	84.98
1月	30,946	19,448	62.84	3,533	11.42	3,149	10.18	26,130	84.44
2月	30,856	19,331	62.65	3,566	11.56	3,115	10.10	26,012	84.30
3月	30,799	19,443	63.13	3,590	11.66	3,110	10.10	26,143	84.88
年平均	—	—	63.27	—	11.74	—	10.33	—	85.33

(単位:人)



(単位:%)

認定者に占めるサービス利用者の割合



## 2 年度別介護サービス利用者状況

### (1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
28年度	33,052	42,841	0	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度	23,967	34,559	0	44,713	47,482	20,234	15,007	14,474	200,436
30年度	16,958	29,024	0	46,018	47,895	28,191	20,234	15,007	203,327
元年度	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
2年度	19,469	32,701	0	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329
3年度	19,554	32,920	0	49,422	49,414	31,055	23,751	16,006	222,122
4年度A	20,086	33,073	0	51,621	49,353	32,217	25,717	16,642	228,709
5年度B	21,578	34,737	0	52,298	49,836	32,517	25,804	17,692	234,462
前年度比B/A	107.4%	105.0%	0.0%	101.3%	101.0%	100.9%	100.3%	106.3%	102.5%

### (2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
28年度	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
2年度	161	177	0	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453
3年度	126	175	0	12,478	10,786	7,513	5,266	3,669	40,013
4年度A	159	151	0	13,422	11,028	7,825	5,758	3,930	42,273
5年度B	162	175	0	13,089	11,879	8,286	5,891	4,021	43,503
前年度比B/A	101.9%	115.9%	0.0%	97.5%	107.7%	105.9%	102.3%	102.3%	102.9%

### (3) 施設別介護サービス利用者数

\* 利用月ベースで決算との対応はしない

\* 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

\* 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	介護医療院	合 計
28年度	19,008	12,156	928	0	総数 31,978
29年度	19,680	12,454	479	0	総数 32,491
30年度	20,654	12,892	299	0	総数 33,708
元年度	21,298	13,169	206	51	総数 34,595
2年度	22,685	13,347	266	74	総数 36,226
3年度	23,513	13,672	259	139	総数 37,418
4年度A	23,508	13,680	215	683	総数 37,930
5年度B	23,929	13,618	78	802	総数 38,269
前年度比B/A	101.8%	99.5%	36.3%	117.4%	総数 100.9%

### 3 保険給付費審査年度別・月別支給額

#### (1) 平成18~23年度 年度別支給額

\* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成23年度合計		平成22年度合計		平成21年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696	98,491	4,857,508,907
訪問入浴介護	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284	3,335	182,670,096
訪問看護	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239	21,865	809,036,698
訪問リハビリテーション	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594	5,570	132,942,681
通所介護	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910	57,522	3,549,737,565
通所リハビリテーション	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967	15,812	1,188,222,764
福祉用具貸与	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086	72,078	882,431,886
訪問通所計	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776	274,673	11,602,550,597
短期入所生活介護	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859	10,245	792,025,153
短期入所療養介護	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070	2,033	140,412,932
短期入所計	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929	12,278	932,438,085
居宅療養管理指導	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205	31,076	263,007,435
地域密着型	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822	7,702	1,400,140,643
特定施設	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662	5,433	923,422,208
居宅サービス計画費	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481	143,201	1,570,561,421
その他単品計	219,295	4,837,192,786	203,535	4,603,715,170	187,412	4,157,131,707
福祉用具購入費	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389	2,157	65,521,217
住宅改修費	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967	1,582	149,808,517
施設サービス費	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345	31,396	8,364,743,391
介護老人福祉施設	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105	15,944	4,013,153,511
介護老人保健施設	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731	12,946	3,440,815,831
介護療養型医療施設	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509	2,506	910,774,049
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593	28,942	880,887,833
審査支払手数料	578,782	31,833,010	497,919	37,794,330	503,276	40,262,080
高額介護サービス費	55,489	558,767,405	53,083	544,740,741	49,608	510,498,209
高額医療合算介護サービス費	2,624	75,466,851	2,467	98,055,412	62	2,444,853
合 計	1,253,614	29,043,308,494	1,130,598	28,126,721,652	1,091,386	26,706,286,489

サービス種類	平成20年度合計		平成19年度合計		平成18年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398
訪問入浴介護	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081
訪問看護	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472
訪問リハビリテーション	4,461	93,301,066	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681
通所介護	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124
通所リハビリテーション	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139
福祉用具貸与	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564
訪問通所計	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459
短期入所生活介護	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530
短期入所療養介護	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644
短期入所計	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174
居宅療養管理指導	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039
地域密着型	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226
特定施設	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794
居宅サービス計画費	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047
その他単品計	175,727	3,629,093,953	169,277	3,316,906,414	166,671	3,067,066,106
福祉用具購入費	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040
住宅改修費	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481
施設サービス費	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411
介護老人福祉施設	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,463
介護老人保健施設	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965
介護療養型医療施設	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983
うち食費(再掲)	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	-	-	-	-	-	-
介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-
特定入所者サービス費	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240
審査支払手数料	478,097	40,399,192	464,328	39,235,709	452,728	40,632,328
高額介護サービス費	46,278	465,862,348	44,038	440,341,913	43,404	424,655,226
高額医療合算介護サービス費	-	-	-	-	-	-
合 計	1,037,445	25,249,085,933	1,006,304	24,664,754,224	984,526	23,687,346,465

(2) 令和5年度月別支給額及び平成24~令和4年度支給額

\* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	47,383	1,934,929,570	47,334	1,867,964,903	47,657	1,946,573,044	47,738	1,906,983,567
(介護給付)	41,551	1,854,499,853	41,433	1,787,972,194	41,786	1,864,556,530	41,745	1,823,780,315
(予防給付)	5,832	80,429,717	5,901	79,992,709	5,871	82,016,514	5,993	83,203,252
訪問通所サービス	34,781	1,584,519,137	34,869	1,521,235,967	34,969	1,590,349,024	35,047	1,559,156,737
(介護給付)	29,745	1,517,950,746	29,747	1,454,417,200	29,883	1,521,933,257	29,849	1,489,412,858
(予防給付)	5,036	66,568,391	5,122	66,818,767	5,086	68,415,767	5,198	69,743,879
訪問介護	7,662	703,413,942	7,742	688,196,160	7,714	711,561,833	7,661	690,729,624
(介護給付)	7,662	703,413,942	7,742	688,196,160	7,714	711,561,833	7,661	690,729,624
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	317	18,855,856	312	18,089,902	301	19,136,556	297	18,289,795
(介護給付)	315	18,808,825	312	18,089,902	301	19,136,556	297	18,289,795
(予防給付)	2	47,031	0	0	0	0	0	0
訪問看護	4,566	172,530,295	4,453	154,036,651	4,592	171,060,095	4,575	168,398,499
(介護給付)	3,960	155,195,406	3,809	136,871,264	3,973	153,505,618	3,938	150,332,700
(予防給付)	606	17,334,889	644	17,165,387	619	17,554,477	637	18,065,799
訪問リハビリテーション	1,356	47,991,166	1,332	43,068,491	1,296	43,923,307	1,297	45,410,859
(介護給付)	1,127	40,764,923	1,104	36,358,802	1,065	36,776,992	1,067	38,321,407
(予防給付)	229	7,226,243	228	6,709,689	231	7,146,315	230	7,089,452
通所介護	4,543	341,450,224	4,679	325,548,736	4,625	343,297,971	4,643	333,912,537
(介護給付)	4,543	341,504,923	4,679	325,548,736	4,625	343,297,971	4,644	333,972,172
(予防給付)	0	-54,699	0	0	0	0	-1	-59,635
通所リハビリテーション	2,304	139,204,755	2,279	130,199,422	2,341	138,310,578	2,377	138,862,534
(介護給付)	1,631	116,730,777	1,578	106,839,13	1,631	114,312,238	1,642	114,100,647
(予防給付)	673	22,473,978	70	23,360,309	710	23,998,340	735	24,761,887
福祉用具販売	14,033	161,072,899	14,072	162,096,605	14,100	163,058,684	14,197	163,552,889
(介護給付)	10,507	141,531,950	10,523	142,513,223	10,574	143,342,049	10,600	143,665,513
(予防給付)	3,526	19,540,949	3,549	19,583,382	3,526	19,716,635	3,597	19,886,376
短期入所サービス(小計)	1,170	115,935,926	1,163	113,830,555	1,172	120,130,078	1,140	113,963,236
(介護給付)	1,154	115,234,622	1,152	113,498,538	1,159	119,625,009	1,126	113,457,105
(予防給付)	16	701,304	11	332,017	13	505,069	14	506,131
短期入所生活介護	1,077	107,896,846	1,077	106,906,907	1,066	111,167,754	1,052	106,403,870
(介護給付)	1,064	107,341,449	1,069	106,672,220	1,055	110,750,375	1,043	106,101,803
(予防給付)	13	555,397	8	234,687	11	417,379	9	302,067
短期入所療養介護	93	8,039,080	86	6,923,648	106	8,962,324	88	7,559,366
(介護給付・老健)	90	7,893,173	83	6,826,318	104	8,874,634	83	7,355,302
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	3	145,907	3	97,330	2	87,690	5	204,064
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	10,646	85,155,436	10,505	84,325,886	10,721	85,505,056	10,745	86,648,135
(介護給付)	9,967	80,200,934	9,840	79,644,853	10,052	80,785,150	10,071	81,785,375
(予防給付)	679	4,954,502	665	4,681,033	669	4,719,906	674	4,858,760
特定施設入居者生活介護	786	149,319,071	797	148,572,495	795	150,588,886	806	147,215,459
(介護給付)	685	141,113,551	694	140,411,603	692	142,213,114	699	139,120,977
(予防給付)	101	8,205,520	103	8,160,892	103	8,375,772	107	8,094,482
福祉用具購入	184	6,678,133	130	4,397,980	142	5,222,288	165	5,943,292
(介護給付)	132	5,187,204	85	3,001,127	100	3,823,252	124	4,576,100
(予防給付)	51	1,490,829	45	1,396,853	42	1,399,036	41	1,367,192
住宅改修費	132	11,702,040	129	11,214,872	140	12,455,408	135	12,538,168
(介護給付)	65	5,217,511	73	5,574,776	75	6,742,771	88	7,935,998
(予防給付)	67	6,484,529	56	5,640,096	65	5,712,637	47	4,600,170
介護予防支援・居宅介護支援	18,282	238,984,322	17,942	234,991,561	17,942	235,583,569	18,198	239,503,783
(居宅介護支援)	13,974	217,994,905	13,610	213,981,354	13,635	214,599,692	13,786	217,927,144
(介護予防支援)	4,308	20,989,417	4,332	21,018,207	4,308	20,983,877	4,412	21,576,639
地域密着型(介護予防)サービス	3,806	463,572,846	3,815	450,418,168	3,875	465,495,241	3,913	463,728,144
(介護給付)	3,780	461,949,945	3,790	448,784,866	3,849	463,837,995	3,890	462,142,100
(予防給付)	26	1,622,901	25	1,633,302	26	1,657,246	23	1,586,044
定期巡回・随時対応訪問介護看護	210	40,867,032	223	42,908,332	220	41,988,919	217	41,614,165
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	169	20,625,081	166	19,402,038	169	19,379,677	174	20,212,311
(介護給付)	169	20,625,081	166	19,402,038	169	19,379,677	174	20,212,311
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	325	64,952,739	326	66,868,479	329	64,438,086	338	68,817,875
(介護給付)	299	63,329,838	301	65,235,177	303	62,780,840	315	67,231,831
(予防給付)	26	1,622,901	25	1,633,302	26	1,657,246	23	1,586,044
認知症対応型共同生活介護	490	130,856,814	478	125,653,065	486	132,394,428	492	126,535,607
(介護給付)	490	130,856,814	478	125,653,065	486	132,394,428	482	126,535,607
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	45	9,480,440	44	8,745,643	45	9,739,920	45	9,678,205
地域密着型介護老人福祉施設	67	20,000,062	66	19,069,079	64	18,955,537	63	18,068,989
複合型サービス	60	18,928,138	56	17,649,989	53	16,992,980	65	20,420,596
地域密着型通所介護	2,440	157,862,540	2,456	150,121,543	2,509	161,605,694	2,529	158,380,396
施設サービス	3,204	936,688,766	3,258	915,696,076	3,267	952,115,454	3,253	923,568,419
介護老人福祉施設	1,950	548,515,150	2,001	540,529,438	1,999	561,436,789	1,998	543,746,037
介護老人保健施設	1,169	356,844,128	1,171	347,526,079	1,184	361,768,115	1,179	352,676,054
介護療養型医療施設	14	4,727,565	14	4,595,768	14	4,584,740	11	3,518,122
介護医療院	71	26,601,923	72	23,044,791	70	24,325,810	65	23,628,206
特定入所者介護(予防)サービス費	2,554	71,908,379	2,577	70,535,451	2,573	73,426,817	2,554	70,699,645
(介護給付)	2,550	71,885,550	2,574	70,517,839	2,567	73,383,382	2,551	70,680,892
(予防給付)	4	22,829	3	17,612	6	43,435	3	18,753
計	75,545	3,664,464,056	75,185	3,555,227,011	75,597	3,690,871,821	75,956	3,622,966,018
(介護給付)	65,257	3,553,423,834	64,823	3,445,528,232	65,279	3,579,059,076	65,437	3,510,613,968
(予防給付)	10,288	111,040,222	10,362	109,698,779	10,318	111,812,745	10,519	112,352,050
高額介護(予防)サービス費	8,090	106,677,802	7,708	92,007,355	8,199	110,623,423	8,189	104,862,843
高額医療合算介護(予防)サービス費	10	300,849	106	4,045,327	3,098	106,359,783	925	32,755,667
審査支払手数料	72,331	3,739,511	71,954	3,720,021	72,413	3,743,751	72,758	3,761,587
合計	155,976	3,775,182,218	154,953	3,654,999,714	159,307	3,911,598,778	157,828	3,764,346,115

審査月・支出来決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	47,550	1,911,902,874	47,659	1,920,136,293	47,778	1,900,596,820	46,373	1,936,982,167
〔介護給付〕	41,475	1,827,276,051	41,550	1,834,290,196	41,609	1,813,613,740	40,690	1,851,344,326
〔予防給付〕	6,075	84,626,823	6,109	85,846,097	6,169	86,983,080	5,683	85,637,841
訪問通所サービス	34,888	1,557,194,823	34,768	1,555,134,227	35,299	1,550,626,885	33,317	1,572,928,406
〔介護給付〕	29,629	1,486,517,440	29,483	1,483,174,032	29,924	1,476,989,106	28,458	1,500,917,367
〔予防給付〕	5,259	70,677,383	5,285	71,960,195	5,375	73,637,779	4,859	72,011,039
訪問介護	7,670	706,052,872	7,564	697,468,702	7,698	689,816,787	7,688	717,413,842
〔介護給付〕	7,670	706,052,872	7,564	697,468,702	7,698	689,816,787	7,688	717,413,842
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	283	17,323,204	285	17,474,519	290	17,359,745	295	16,951,558
〔介護給付〕	282	17,311,857	284	17,465,340	290	17,359,745	295	16,951,558
〔予防給付〕	1	11,347	1	9,179	0	0	0	0
訪問看護	4,443	156,646,590	4,634	168,356,187	4,700	163,266,413	4,641	165,171,272
〔介護給付〕	3,803	139,401,401	3,944	149,174,450	3,994	144,219,223	3,931	145,574,375
〔予防給付〕	640	17,245,189	690	19,181,737	706	19,047,190	710	19,596,897
訪問リハビリテーション	1,288	43,547,556	1,279	43,252,541	1,281	43,829,048	1,302	45,833,227
〔介護給付〕	1,051	36,091,020	1,043	36,064,350	1,031	35,962,884	1,045	37,542,605
〔予防給付〕	237	7,456,536	236	7,188,191	250	7,866,164	257	8,290,622
通所介護	4,671	333,486,479	4,664	334,422,605	4,714	336,253,917	4,714	344,576,421
〔介護給付〕	4,671	333,486,479	4,664	334,422,605	4,713	336,264,854	4,714	344,576,421
〔予防給付〕	0	0	0	0	1	-10,937	0	0
通所リハビリテーション	2,387	136,737,401	2,352	133,623,500	2,409	136,565,723	2,445	140,965,155
〔介護給付〕	1,623	110,962,699	1,599	108,206,781	1,618	108,084,663	1,653	114,360,378
〔予防給付〕	764	25,774,702	753	25,416,719	791	26,481,060	792	26,604,777
福祉用具販売	14,146	163,400,721	13,990	160,536,173	14,207	163,535,252	12,232	142,016,931
〔介護給付〕	10,529	143,211,112	10,385	140,371,804	10,580	143,280,950	9,132	124,498,188
〔予防給付〕	3,617	20,189,609	3,605	20,164,369	3,627	20,254,302	3,100	17,518,743
短期入所サービス(小計)	1,204	121,190,040	1,203	123,567,503	1,225	120,001,164	1,200	123,526,751
〔介護給付〕	1,185	120,504,241	1,187	123,024,738	1,203	119,153,127	1,186	123,000,957
〔予防給付〕	19	685,799	16	542,765	22	848,037	14	525,794
短期入所生活介護	1,096	111,562,883	1,104	115,049,194	1,121	111,950,481	1,097	115,322,056
〔介護給付〕	1,080	110,984,514	1,092	114,637,070	1,103	111,265,616	1,086	114,963,929
〔予防給付〕	16	578,369	12	412,124	18	684,865	11	358,127
短期入所療養介護	108	9,627,157	99	8,518,309	104	8,050,683	103	8,204,695
〔介護給付〕	105	9,519,727	94	8,311,882	99	7,855,246	99	7,972,829
〔介護給付・老健〕	0	0	1	75,786	1	32,265	1	64,199
〔予防給付・老健〕	3	107,430	4	130,641	4	163,172	3	167,667
〔予防給付・病院等〕	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	10,677	85,372,772	10,876	87,532,750	10,461	83,949,749	11,062	88,755,432
〔介護給付〕	9,983	80,500,337	10,174	82,481,029	9,787	79,138,996	10,351	83,739,136
〔予防給付〕	694	4,872,435	702	5,051,721	674	4,810,753	711	5,016,296
特定施設入居者生活介護	781	148,145,239	812	153,901,813	793	146,019,022	794	151,771,578
〔介護給付〕	678	139,754,033	706	145,610,397	695	138,332,511	695	143,686,866
〔予防給付〕	103	8,391,206	106	8,291,416	98	7,686,511	99	8,084,712
福祉用具購入	141	4,677,985	154	5,461,483	146	4,950,049	160	5,830,958
〔介護給付〕	101	3,511,777	104	3,926,402	99	3,561,994	112	4,385,585
〔予防給付〕	40	1,166,208	50	1,535,081	47	1,388,055	48	1,445,373
住宅改修費	126	10,804,027	130	12,199,581	123	10,436,494	114	10,061,302
〔介護給付〕	73	6,345,769	65	5,349,877	85	6,743,627	56	4,507,115
〔予防給付〕	53	4,458,258	65	6,849,704	38	3,692,867	58	5,554,187
介護予防支援・居宅介護支援	18,017	235,927,133	18,025	234,655,037	18,013	235,203,687	18,143	236,956,928
〔居宅介護支援〕	13,574	214,083,248	13,567	212,974,511	13,540	213,380,794	13,605	214,843,717
〔介護予防支援〕	4,443	21,843,885	4,458	21,680,526	4,473	21,822,893	4,538	22,113,211
地域密着型(介護予防)サービス	3,841	461,207,505	3,783	458,291,308	3,861	461,240,728	3,850	467,834,467
〔介護給付〕	3,810	459,252,836	3,756	456,526,411	3,826	459,087,835	3,818	465,725,189
〔予防給付〕	31	1,954,669	27	1,764,897	35	2,152,893	32	2,109,278
定期巡回・随時対応訪問介護看護	199	35,715,609	193	35,684,733	190	35,928,574	195	36,746,317
夜間型対応訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	163	18,019,379	173	19,099,145	171	19,371,457	180	19,785,941
〔介護給付〕	162	18,019,379	173	19,099,145	169	19,309,449	176	19,662,289
〔予防給付〕	0	0	0	0	2	62,008	4	122,652
小規模多機能型居宅介護	367	73,338,370	340	68,802,341	348	70,156,759	335	66,852,270
〔介護給付〕	336	71,383,701	313	67,037,444	315	68,065,874	307	64,865,644
〔予防給付〕	31	1,954,669	27	1,764,897	33	2,090,885	28	1,986,626
認知症対応型共同生活介護	480	131,178,701	478	128,442,519	479	125,208,562	491	130,322,311
〔介護給付〕	480	131,178,701	478	128,442,519	479	125,208,562	481	130,322,311
〔予防給付〕	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	43	9,608,134	49	10,582,205	45	9,615,344	44	9,610,913
地域密着型介護老人福祉施設	83	21,989,022	83	24,725,091	88	24,561,582	89	25,832,049
複合型サービス	59	19,236,743	62	19,671,147	63	20,085,823	66	21,375,030
地域密着型通所介護	2,447	152,121,547	2,405	151,284,127	2,477	156,312,627	2,460	157,309,636
施設サービス	3,248	946,580,583	3,204	935,366,421	3,252	923,231,842	3,238	944,116,747
介護老人福祉施設	1,992	556,310,284	1,981	553,822,513	2,011	546,948,496	1,993	559,021,445
介護老人保健施設	1,177	363,907,421	1,148	354,692,382	1,162	349,760,568	1,168	357,354,286
介護療養型医療施設	13	3,654,047	4	3,341,707	5	1,590,882	5	1,713,096
介護医療院	66	22,708,831	71	25,509,819	74	24,931,896	72	26,027,920
特定入所者介護(予防)サービス費	2,589	73,220,089	2,540	71,234,576	2,594	70,911,323	2,567	73,367,424
〔介護給付〕	2,582	73,182,905	2,534	71,188,726	2,582	70,810,261	2,561	73,333,555
〔予防給付〕	7	37,184	6	45,850	12	101,062	6	33,869
計	75,512	3,644,320,196	75,495	3,637,344,699	75,767	3,606,570,943	74,445	3,675,149,993
〔介護給付〕	64,863	3,530,233,169	64,780	3,519,622,544	64,993	3,490,430,093	64,080	3,558,256,234
〔予防給付〕	10,649	114,087,027	10,715	117,722,155	10,774	116,140,850	10,365	116,893,759
高額介護(予防)サービス費	8,270	111,563,950	8,311	106,532,123	8,170	109,538,071	8,027	107,471,308
高額医療合算介護(予防)サービス費	837	28,214,344	135	4,728,094	76	2,508,475	48	1,403,150
審査支払手数料	72,322	3,739,047	72,346	3,740,287	72,571	3,751,920	71,245	3,683,366
合計	156,941	3,787,837,537	156,287	3,752,345,203	156,584	3,722,369,409	153,765	3,787,707,817

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	50,547	1,949,591,719	48,427	1,929,346,759	48,408	1,893,032,748	47,737	1,849,255,242
(介護給付)	43,640	1,857,094,110	41,992	1,838,339,102	41,970	1,803,896,614	41,232	1,757,491,135
(予防給付)	6,907	92,497,609	6,435	91,007,657	6,438	89,136,134	6,505	91,764,107
訪問通所サービス	37,287	1,592,094,816	35,331	1,572,860,138	35,100	1,539,554,525	34,798	1,512,908,731
(介護給付)	31,241	1,513,548,459	29,727	1,495,865,275	29,534	1,464,472,472	29,159	1,435,024,499
(予防給付)	6,046	78,546,357	5,604	76,994,863	5,566	75,082,053	5,639	77,884,232
訪問介護	7,683	702,863,834	7,659	714,751,098	7,662	716,742,420	7,526	688,090,457
(介護給付)	7,683	702,863,834	7,659	714,751,098	7,662	716,742,420	7,526	688,090,457
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	298	16,856,424	271	16,423,883	294	16,459,653	274	15,597,688
(介護給付)	298	16,856,424	271	16,423,883	294	16,459,653	274	15,597,688
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	4,730	168,153,020	4,696	166,047,083	4,679	162,082,400	4,648	160,872,821
(介護給付)	4,019	148,430,910	3,986	146,702,701	3,961	142,880,422	3,914	140,983,105
(予防給付)	711	19,722,110	710	19,344,382	718	19,201,978	734	19,889,716
訪問リハビリテーション	1,290	43,438,245	1,303	43,952,137	1,263	40,730,241	1,254	41,023,891
(介護給付)	1,026	35,271,010	1,038	35,927,703	1,002	33,388,285	991	33,362,742
(予防給付)	264	8,167,235	265	8,024,434	261	7,341,956	263	7,661,149
通所介護	4,749	339,608,154	4,717	329,822,695	4,657	313,578,619	4,624	316,146,668
(介護給付)	4,749	339,608,154	4,717	329,857,981	4,657	313,578,619	4,624	316,146,668
(予防給付)	0	0	0	35,286	0	0	0	0
通所リハビリテーション	2,384	134,451,784	2,438	136,917,678	2,349	125,408,613	2,343	126,405,549
(介護給付)	1,591	107,941,369	1,605	109,074,893	1,554	98,511,697	1,506	97,991,439
(予防給付)	788	26,510,415	833	27,842,785	795	26,896,916	837	28,414,110
福祉用具貸与	16,153	186,723,355	14,247	164,945,564	14,196	164,552,579	14,129	164,771,657
(介護給付)	11,870	162,576,758	10,451	143,127,016	10,404	142,911,376	10,324	142,852,400
(予防給付)	4,283	24,146,597	3,796	21,818,548	3,792	21,641,203	3,805	21,919,257
短期入所サービス(小計)	1,195	117,046,566	1,211	117,212,869	1,156	114,741,188	1,118	108,988,977
(介護給付)	1,179	116,481,212	1,188	116,319,969	1,144	114,371,562	1,103	108,315,348
(予防給付)	16	565,354	23	892,900	12	370,318	15	674,629
短期入所生活介護	1,110	109,808,818	1,111	110,011,196	1,055	106,644,109	1,024	101,375,731
(介護給付)	1,097	109,351,907	1,092	109,293,940	1,045	106,363,466	1,011	100,795,037
(予防給付)	13	456,911	19	717,256	10	280,643	13	580,694
短期入所療養介護	85	7,237,748	100	7,201,673	101	8,097,771	94	7,614,246
(介護給付・老健)	81	6,937,560	95	6,834,626	98	7,797,096	91	7,322,937
(介護給付・病院等)	1	191,745	1	191,403	1	211,000	1	187,374
(予防給付・老健)	3	108,443	4	175,644	2	89,675	2	93,935
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	11,257	89,496,299	11,100	89,459,099	11,348	89,393,323	11,043	87,766,489
(介護給付)	10,515	84,276,805	10,391	84,451,308	10,593	84,275,112	10,299	82,620,555
(予防給付)	742	5,219,494	709	5,007,791	755	5,118,211	744	5,145,934
特定施設入居者生活介護	808	150,954,038	785	149,814,653	804	149,343,020	778	139,590,045
(介護給付)	705	142,787,634	686	141,702,550	693	140,777,468	671	131,530,733
(予防給付)	103	8,166,404	99	8,112,103	105	8,565,552	107	8,059,312
福祉用具購入	126	4,001,694	151	4,838,151	124	3,992,066	145	5,123,981
(介護給付)	91	2,703,743	99	3,539,092	78	2,790,436	107	4,064,079
(予防給付)	45	1,297,951	52	1,299,059	46	1,211,630	38	1,059,902
住宅改修費	125	10,368,846	116	9,890,317	115	9,713,598	127	11,681,387
(介護給付)	64	5,069,646	68	5,483,686	57	4,234,998	72	5,726,204
(予防給付)	61	5,299,200	48	4,406,631	58	5,478,600	55	5,955,183
介護予防支援・居宅介護支援	18,158	236,456,954	18,197	235,922,162	17,983	232,161,263	17,803	228,743,603
(居宅介護支援)	13,583	214,016,893	13,514	212,788,406	13,367	209,714,094	13,130	205,862,259
(介護予防支援)	4,575	22,440,061	4,683	23,133,756	4,616	22,447,169	4,673	22,881,344
地域密着型(介護予防)サービス	3,840	466,543,462	3,802	465,972,442	3,733	455,791,515	3,784	441,379,007
(介護給付)	3,811	464,686,810	3,772	464,000,680	3,702	453,816,513	3,750	439,098,128
(予防給付)	29	1,856,652	30	1,971,762	31	1,975,002	34	2,280,879
定期巡回・随時対応訪問介護看護	206	39,347,972	188	35,946,923	198	38,246,524	183	35,458,692
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	169	19,256,351	172	20,485,821	162	18,592,535	169	18,109,168
(介護給付)	168	19,228,795	171	20,451,369	161	18,564,979	167	18,055,786
(予防給付)	1	27,556	1	34,452	1	27,556	2	53,382
小規模多機能型居宅介護	347	69,686,741	352	71,434,165	355	71,446,193	354	69,294,600
(介護給付)	319	67,857,645	323	69,496,855	325	69,498,747	323	67,727,629
(予防給付)	28	1,829,096	29	1,937,310	30	1,947,446	31	2,021,971
認知症対応型共同生活介護	475	124,848,907	495	131,022,497	488	132,062,551	479	120,682,655
(介護給付)	475	124,848,907	485	131,022,497	488	132,062,551	478	120,477,129
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	1	205,526
地域密着型特定施設	45	9,095,033	43	9,582,079	45	9,760,190	46	9,492,302
地域密着型介護老人福祉施設	93	26,717,367	93	27,976,369	94	27,856,829	92	25,766,150
複合型サービス	67	22,345,524	66	22,082,131	64	21,223,607	61	19,874,072
地域密着型通所介護	2,438	155,245,567	2,403	147,442,457	2,327	136,603,086	2,400	142,701,368
施設サービス	3,257	920,140,390	3,220	939,296,430	3,191	927,177,562	3,157	864,661,966
介護老人福祉施設	2,028	547,226,641	2,003	557,776,897	1,998	552,206,175	1,957	511,691,327
介護老人保健施設	1,154	346,538,490	1,140	354,997,547	1,129	350,833,569	1,129	330,587,474
介護療養型医療施設	5	1,655,872	5	1,406,065	4	1,216,567	0	0
介護医療院	70	24,719,387	72	25,115,921	60	22,921,251	71	22,383,165
特定入所者介護(予防)サービス費	2,584	71,402,957	2,596	72,906,443	2,533	72,381,071	2,494	66,927,712
(介護給付)	2,581	71,392,223	2,589	72,871,007	2,528	72,355,116	2,485	66,867,840
(予防給付)	3	10,734	7	35,436	5	25,955	9	59,872
計	78,637	3,658,506,022	76,509	3,658,172,704	76,087	3,594,249,823	75,247	3,467,772,898
(介護給付)	67,017	3,535,103,815	65,254	3,536,318,403	64,893	3,473,975,333	63,933	3,343,771,611
(予防給付)	11,620	123,402,207	11,255	121,854,301	11,194	120,274,490	11,314	124,001,287
高額介護(予防)サービス費	8,305	105,615,462	8,321	110,168,654	8,125	106,075,387	8,159	108,763,310
高額医療合算介護(予防)サービス費	30	894,500	18	609,350	14	384,814	12	440,147
審査支払手数料	75,457	3,901,126	73,280	3,788,575	72,965	3,772,289	72,132	3,729,224
合計	162,429	3,768,917,110	158,128	3,772,739,283	157,191	3,704,482,313	155,550	3,580,705,579

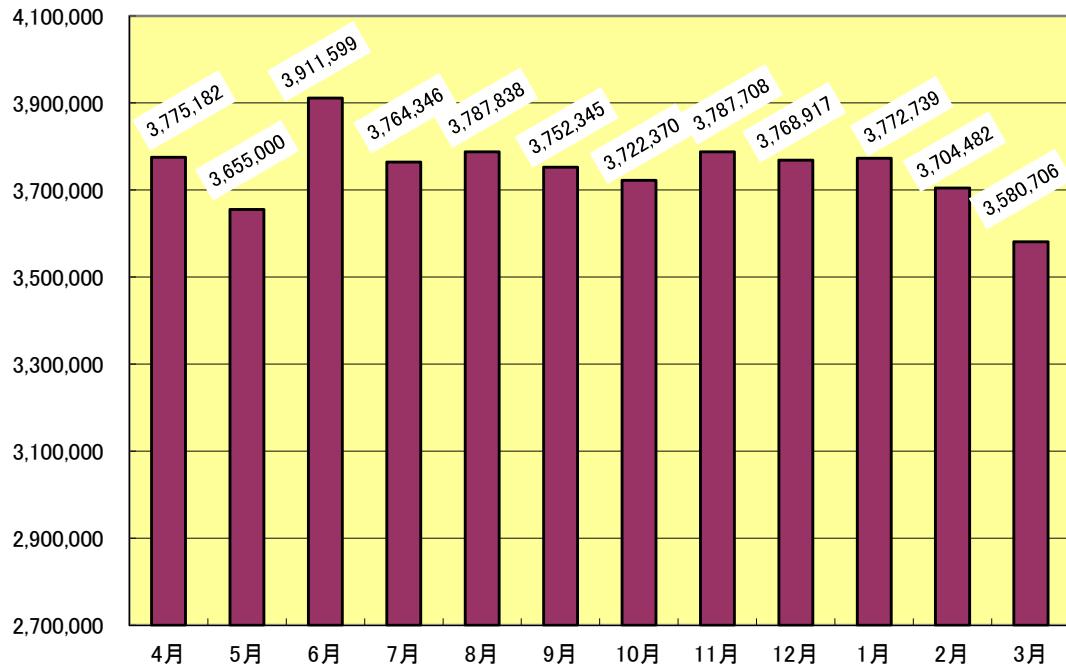
	令和5年度合計 A		令和4年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	574,591	22,947,295,706	547,594	21,896,299,126	104.9%	104.8%
(介護給付)	500,673	21,914,154,166	478,938	20,968,372,382	104.5%	104.5%
(予防給付)	73,918	1,033,141,540	68,656	927,926,744	107.7%	111.3%
訪問通所サービス	420,454	18,708,563,416	405,543	17,815,333,319	103.7%	105.0%
(介護給付)	356,379	17,840,222,711	346,127	17,052,966,285	103.0%	104.6%
(予防給付)	64,075	868,340,705	59,416	762,367,034	107.8%	113.9%
訪問介護	91,929	8,427,101,571	90,976	7,947,710,381	101.0%	106.0%
(介護給付)	91,929	8,427,101,571	90,976	7,947,710,381	101.0%	106.0%
(予防給付)	0	0	0	0	—	—
訪問入浴介護	3,517	208,818,783	3,806	217,699,713	92.4%	95.9%
(介護給付)	3,513	208,751,226	3,794	217,491,251	92.6%	96.0%
(予防給付)	4	67,357	12	208,462	33.3%	32.4%
訪問看護	55,357	1,976,621,326	51,683	1,891,577,049	107.1%	104.5%
(介護給付)	47,232	1,753,271,575	44,433	1,692,227,015	106.3%	103.6%
(予防給付)	8,125	223,349,751	7,250	199,350,034	112.1%	112.0%
訪問リハビリテーション	15,541	526,000,709	15,580	522,053,955	99.7%	100.8%
(介護給付)	12,590	435,832,723	12,888	440,597,216	97.8%	98.9%
(予防給付)	2,951	90,167,986	2,712	81,456,739	108.8%	110.7%
通所介護	56,000	3,992,105,026	52,831	3,794,170,003	106.0%	105.2%
(介護給付)	56,000	3,992,265,583	52,831	3,794,560,584	106.0%	105.2%
(予防給付)	0	160,557	0	390,581	—	41.1%
通所リハビリテーション	28,408	1,617,652,692	26,194	1,551,827,651	108.5%	104.2%
(介護給付)	19,236	1,309,116,694	18,801	1,301,130,849	102.3%	100.6%
(予防給付)	9,172	308,535,998	7,393	250,696,802	124.1%	123.1%
福祉用具貸与	169,702	1,960,263,309	164,473	1,890,294,567	103.2%	103.7%
(介護給付)	125,879	1,713,883,339	122,424	1,659,248,989	102.8%	103.3%
(予防給付)	43,823	246,379,970	42,049	231,045,578	104.2%	106.6%
短期入所サービス(小計)	14,157	1,410,136,545	13,572	1,369,582,233	104.3%	103.0%
(介護給付)	13,966	1,402,986,428	13,396	1,362,802,217	104.3%	102.9%
(予防給付)	191	7,150,117	176	6,780,016	108.5%	105.5%
短期入所生活介護	12,990	1,314,099,845	12,417	1,272,752,715	104.6%	103.2%
(介護給付)	12,837	1,308,521,326	12,289	1,268,176,515	104.5%	103.2%
(予防給付)	153	5,578,519	128	4,576,200	119.5%	121.9%
短期入所療養介護	1,167	96,036,700	1,155	96,829,518	101.0%	99.2%
(介護給付・老健)	1,122	93,511,130	1,107	94,625,702	101.4%	98.8%
(介護給付・病院等)	7	953,772	0	0	—	—
(予防給付・老健)	38	1,571,598	48	2,203,816	79.2%	71.3%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	—	—
居宅療養管理指導	130,441	1,043,360,426	118,800	937,915,015	109.8%	111.2%
(介護給付)	122,023	983,903,590	111,064	883,715,653	109.9%	111.3%
(予防給付)	8,418	59,456,836	7,736	54,199,362	108.8%	109.7%
特定施設入居者生活介護	9,539	1,785,235,319	9,679	1,773,468,559	98.6%	100.7%
(介護給付)	8,305	1,687,041,437	8,351	1,668,388,227	99.4%	101.1%
(予防給付)	1,234	98,193,882	1,328	104,580,332	92.9%	93.9%
福祉用具購入	1,768	61,118,060	1,748	57,407,363	101.1%	106.5%
(介護給付)	1,223	45,060,891	1,211	42,171,669	101.0%	106.9%
(予防給付)	545	16,057,169	537	15,235,694	101.5%	105.4%
住宅改修費	1,512	133,067,040	1,477	121,876,974	102.4%	109.2%
(介護給付)	841	68,934,978	831	66,145,506	101.2%	104.2%
(予防給付)	671	64,132,062	646	55,731,468	103.9%	115.1%
介護予防支援(居宅介護支援)	216,704	2,325,098,009	209,839	2,731,631,738	103.3%	103.4%
(居宅介護支援)	162,885	2,562,167,017	159,071	2,486,028,572	102.4%	103.1%
(介護予防支援)	53,819	262,930,985	50,768	245,603,166	106.0%	107.1%
地域密着型(介護予防)サービス	45,903	5,521,474,833	44,200	5,326,113,625	103.9%	103.7%
(介護給付)	45,554	5,498,909,308	43,870	5,304,692,264	103.8%	103.7%
(予防給付)	349	22,565,525	330	21,421,361	105.8%	105.3%
定期巡回・随时対応訪問介護看護	2,422	460,453,792	2,348	436,732,947	103.2%	105.4%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	—	—
認知症対応型通所介護	2,037	232,338,904	2,176	259,519,197	93.6%	89.5%
(介護給付)	2,026	232,011,298	2,176	259,519,197	93.1%	89.4%
(予防給付)	11	327,606	0	0	—	—
小規模多機能型居宅介護	4,116	826,088,618	3,846	775,056,940	107.0%	106.6%
(介護給付)	3,779	804,056,225	3,518	754,131,446	107.4%	106.6%
(予防給付)	337	22,032,393	328	20,925,494	102.7%	105.3%
認知症対応型共同生活介護	5,781	1,539,208,617	5,742	1,519,476,470	100.7%	101.3%
(介護給付)	5,780	1,539,003,091	5,740	1,518,980,603	100.7%	101.3%
(予防給付)	1	205,526	2	495,867	50.0%	41.4%
地域密着型特定施設	539	114,990,408	562	117,613,667	95.9%	97.8%
地域密着型介護老人福祉施設	975	281,518,126	832	243,665,666	117.2%	115.5%
複合型サービス	742	239,885,780	697	213,113,455	106.5%	112.6%
地域密着型通所介護	29,291	1,826,990,588	27,997	1,760,935,283	104.6%	103.8%
施設サービス	38,749	11,128,640,656	38,543	10,961,940,671	100.5%	101.5%
介護老人福祉施設	23,911	6,579,231,192	23,675	6,454,022,349	101.0%	101.9%
介護老人保健施設	13,910	4,227,486,113	13,976	4,200,885,211	99.5%	100.6%
介護療養型医療施設	94	30,004,431	225	72,329,150	41.8%	41.5%
介護医療院	834	291,918,920	667	234,703,961	125.0%	124.4%
特定入所者介護(予防)サービス費	30,755	858,921,887	30,859	866,353,593	99.7%	99.1%
(介護給付)	30,684	858,469,296	30,796	866,038,793	99.6%	99.1%
(予防給付)	71	452,591	63	314,800	112.7%	143.8%
高額介護(予防)サービス費	97,874	1,279,899,688	96,635	1,222,754,835	101.3%	104.7%
高額医療合算介護(予防)サービス費	5,309	182,644,500	5,285	179,107,423	100.5%	102.0%
審査支払手数料	871,774	45,070,704	836,438	43,243,834	104.2%	104.2%
合計	1,884,939	44,983,231,076	1,812,618	43,406,729,182	104.0%	103.6%

	令和3年度合計		令和2年度合計		令和元年度合計		平成30年度合計		平成29年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	526,987	21,438,319,603	504,801	20,482,432,507	496,508	20,013,940,551	476,451	19,174,913,538	486,354	19,535,605,730
(介護給付)	458,597	20,509,591,043	438,073	19,574,924,966	430,955	19,116,351,116	418,394	18,404,728,970	402,030	18,096,926,341
(予防給付)	66,290	928,728,560	66,728	907,507,541	65,553	896,969,435	58,057	770,084,568	84,324	1,438,679,389
訪問通所サービス	392,514	17,414,637,348	378,371	16,610,940,252	376,137	16,211,340,579	363,232	15,633,394,193	383,443	16,176,998,270
(介護給付)	333,409	16,652,911,671	320,639	15,870,403,803	319,607	15,477,502,900	313,002	14,997,773,459	306,247	14,870,604,744
(予防給付)	59,105	761,725,677	57,732	740,536,449	56,530	733,837,679	50,230	636,230,734	77,196	1,306,393,526
訪問介護	88,820	7,687,589,683	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042	84,609	6,590,642,607	104,006	6,926,145,571
(介護給付)	88,820	7,687,589,683	86,122	7,291,755,258	84,233	6,782,751,042	84,594	6,590,405,967	84,438	6,532,344,747
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	15	236,640	19,658	393,800,824
訪問入浴介護	3,937	229,750,612	3,619	213,582,001	3,475	201,755,796	3,591	211,482,991	3,543	203,809,387
(介護給付)	3,919	229,281,556	3,606	213,294,190	3,463	201,440,180	3,576	211,094,145	3,520	203,214,686
(予防給付)	18	469,056	13	287,811	12	315,616	15	388,846	23	595,319
訪問看護	47,838	1,763,056,087	43,344	1,565,883,107	41,598	1,519,342,712	39,089	1,436,654,145	35,703	1,307,564,160
(介護給付)	40,603	1,564,929,045	36,730	1,384,787,459	35,131	1,338,428,121	33,354	1,275,166,276	30,983	1,173,485,851
(予防給付)	7,235	198,127,042	6,614	181,095,648	6,467	179,914,591	5,735	161,487,869	4,720	134,078,309
訪問リハビリテーション	15,588	523,149,784	14,318	484,018,228	13,597	455,532,877	12,628	415,983,655	12,029	398,960,438
(介護給付)	12,687	436,420,229	11,657	399,531,460	11,188	379,539,927	10,596	353,147,945	10,130	341,969,826
(予防給付)	2,901	86,729,555	2,661	84,486,768	2,409	75,992,950	2,032	62,835,710	1,899	56,990,612
通所介護	51,678	3,804,521,512	52,196	3,801,157,487	57,750	4,053,578,633	57,595	3,941,269,775	69,994	4,336,789,106
(介護給付)	51,678	3,805,153,748	52,196	3,802,612,587	57,752	4,054,690,660	57,576	3,941,525,408	57,551	3,989,184,801
(予防給付)	0	-622,236	0	-1,455,100	-2	-1,112,027	19	-255,633	12,443	347,604,305
通所リハビリテーション	25,719	1,581,813,338	25,540	1,518,561,509	26,919	1,549,787,718	24,308	1,454,858,902	23,810	1,492,796,185
(介護給付)	18,578	1,335,759,922	18,287	1,271,981,339	19,169	1,290,243,068	18,147	1,244,435,916	18,026	1,301,520,600
(予防給付)	7,141	246,053,416	7,253	246,580,170	7,750	259,544,650	6,161	210,422,986	5,784	191,275,585
福祉用具貸与	158,934	1,824,756,332	153,232	1,735,982,662	148,565	1,649,591,801	141,412	1,583,102,118	134,268	1,510,933,423
(介護給付)	117,124	1,593,777,486	112,041	1,506,441,510	108,671	1,430,409,902	105,159	1,381,987,802	101,599	1,328,884,851
(予防給付)	41,810	230,978,844	41,191	229,541,152	39,894	219,181,899	36,253	201,114,316	32,669	182,049,572
短期入所サービス(小計)	13,111	1,383,594,112	13,316	1,426,748,098	16,375	1,589,672,710	16,656	1,580,859,076	16,178	1,522,773,659
(介護給付)	12,941	1,377,030,911	13,126	1,419,235,634	16,099	1,580,542,295	16,405	1,573,193,837	15,912	1,513,094,697
(予防給付)	170	6,563,201	190	7,512,434	276	9,130,415	251	7,665,239	266	9,678,962
短期入所生活介護	12,030	1,295,000,637	12,231	1,330,777,641	15,051	1,474,724,974	15,268	1,468,810,266	14,720	1,408,839,812
(介護給付)	11,889	1,289,459,112	12,052	1,323,598,330	14,792	1,466,099,568	15,029	1,461,614,676	14,456	1,399,416,569
(予防給付)	141	5,541,525	179	7,179,311	259	8,625,406	239	7,195,590	264	9,423,243
短期入所療養介護	1,081	88,593,475	1,085	95,970,427	1,324	114,947,736	1,388	112,048,810	1,456	113,933,847
(介護給付・老健)	1,051	87,555,109	1,074	95,637,304	1,307	114,442,727	1,376	111,579,161	1,432	112,794,365
(介護給付・病院等)	1	16,690	0	0	0	0	0	0	2	255,719
(予防給付・老健)	29	1,021,676	11	333,123	17	505,009	12	469,649	22	883,763
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	111,542	878,495,318	103,882	811,476,879	95,494	743,328,357	89,044	682,764,126	79,558	614,255,100
(介護給付)	103,902	825,002,958	96,473	758,657,971	88,112	690,617,684	82,608	636,424,438	73,813	571,630,470
(予防給付)	7,640	53,492,360	7,409	52,818,908	7,382	52,710,673	6,436	46,339,688	5,745	42,624,630
特定施設入居者生活介護	9,720	1,761,592,825	9,232	1,633,267,308	8,502	1,468,998,905	7,519	1,277,196,143	7,175	1,221,578,701
(介護給付)	8,345	1,654,645,503	7,835	1,526,627,558	7,137	1,367,688,237	6,379	1,197,347,236	6,058	1,141,596,430
(予防給付)	1,375	106,947,322	1,397	106,639,750	1,365	101,310,668	1,140	79,849,907	1,117	79,982,271
福祉用具購入	1,927	59,872,723	1,817	59,362,595	1,901	59,767,038	1,796	55,124,774	1,944	59,802,935
(介護給付)	1,392	45,365,318	1,271	43,674,356	1,297	43,106,603	1,249	40,346,041	1,346	43,917,518
(予防給付)	535	14,507,405	546	15,688,239	604	16,660,435	547	14,778,733	598	15,885,417
住宅改修費	1,585	131,021,684	1,432	121,800,306	1,808	146,809,462	1,650	131,768,712	1,776	148,113,774
(介護給付)	897	71,316,770	830	69,802,026	1,038	80,853,836	958	76,366,136	1,029	84,923,623
(予防給付)	688	59,704,914	602	51,998,280	770	65,955,626	692	55,132,576	747	61,190,151
介護予防支援・居宅介護支援	203,810	2,631,673,001	197,312	2,478,954,766	194,065	2,419,810,162	186,887	2,336,902,684	197,289	2,315,390,518
(居宅介護支援)	153,416	2,388,951,791	147,667	2,245,967,342	145,894	2,193,318,275	143,392	2,132,497,077	141,187	2,052,471,538
(介護予防支援)	50,394	242,721,210	49,645	232,987,424	48,171	226,491,887	43,495	204,405,607	56,102	262,918,980
地域密着型(介護予防)サービス	41,885	5,184,209,957	40,933	5,105,533,805	42,314	4,946,286,769	40,973	4,688,691,947	38,394	4,314,297,399
(介護給付)	41,586	5,162,161,443	40,576	5,082,190,090	41,911	4,921,115,376	40,622	4,664,932,210	38,130	4,297,284,271
(予防給付)	317	22,048,514	357	23,343,715	403	25,171,393	351	23,759,737	264	17,013,128
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,814	340,829,344	1,738	316,406,933	1,724	302,777,240	1,551	264,147,619	916	148,743,973
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,219	261,874,172	2,422	281,357,757	2,823	305,595,303	2,853	309,316,120	2,927	327,203,665
(介護給付)	2,219	261,874,172	2,421	281,347,266	2,813	304,952,056	2,838	308,074,326	2,912	326,463,561
(予防給付)	0	0	1	10,491	10	64,324	15	1,241,794	15	179,504
小規模多機能型居宅介護	3,760	763,898,709	3,974	786,786,923	3,946	746,093,887	3,480	629,570,758	2,894	542,812,153
(介護給付)	3,448	742,924,317	3,623	764,297,210	3,552	72,156,741	3,160	61,061,010	2,651	527,838,977
(予防給付)	312	20,974,392	351	22,489,713	393	24,528,146	320	18,909,748	243	14,973,276
認知症対応型共同生活介護	5,840	1,525,982,282	5,754	1,499,030,221	5,524	1,413,863,622	5,416	1,358,817,325	5,213	1,308,827,946
(介護給付)	5,835	1,524,908,160	5,749	1,498,186,710	5,524	1,413,863,622	5,400	1,354,709,130	5,207	1,307,527,598
(予防給付)	5	1,074,122	5	843,511	0	0	16	3,608,195	6	1,300,348
地域密着型特定施設	588	121,617,540	567	114,514,480	557	109,066,231	557	111,077,816	490	99,266,802
地域密着型介護老人福祉施設	850	244,295,524	860	242,632,643	863	239,579,932	874	244,156,013	877	237,129,851
複合型サービス	710	211,953,801	691	208,146,770	644	194,890,151	659	189,709,197	545	122,295,406
地域密着型通所介護	26,104	1,713,758,585	24,927	1,656,658,078	26,233	1,633,580,403	25,583	1,582,397,099	24,532	1,527,418,203
施設サービス	37,498	10,521,809,662	36,149	10,030,119,630	34,825	9,477,080,497	34,591	9,134,898,005	32,542	8,447,292,974
介護老人福祉施設	23,207	6,254,880,876	22,293	5,954,770,954	21,200	5,				

	平成28年度合計		平成27年度合計		平成26年度合計		平成25年度合計		平成24年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262
(介護給付)	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485
(予防給付)	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777
訪問通所サービス	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493
(介護給付)	295,279	14,056,588,494	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,899,693	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044
(予防給付)	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449
訪問介護	122,168	6,798,678,219	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329	110,095	5,740,592,448
(介護給付)	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849
(予防給付)	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599
訪問入浴介護	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492
(介護給付)	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311
(予防給付)	43	1,320,538	27	935,182	30	1,169,603	28	1,142,464	19	851,181
訪問看護	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413
(介護給付)	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683
(予防給付)	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570	3,689	106,820,578	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730
訪問リハビリテーション	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529
(介護給付)	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540
(予防給付)	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989
通所介護	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951
(介護給付)	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203
(予防給付)	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748
通所リハビリテーション	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776
(介護給付)	16,906	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789	15,076	1,156,683,001	14,889	1,165,449,384
(予防給付)	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392
福祉用具貸与	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884
(介護給付)	96,844	1,252,597,849	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,609,065	80,756	1,057,564,845	76,576	998,310,074
(予防給付)	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810
短期入所サービス(小計)	16,015	1,499,597,680	16,238	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569
(介護給付)	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358	14,979	1,317,907,240	13,785	1,15,003,102
(予防給付)	250	7,594,290	288	10,206,871	330	12,254,397	306	11,134,815	194	5,747,467
短期入所生活介護	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750
(介護給付)	14,393	1,377,029,508	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,315	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,011
(予防給付)	233	7,067,428	273	9,739,237	316	11,819,806	295	10,788,045	167	4,721,731
短期入所療養介護	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400	1,405	110,822,633	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819
(介護給付・老健)	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	1,535	119,955,625	2,047	146,003,083
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	17	526,862	15	467,634	14	434,591	11	346,770	27	1,025,736
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178
(介護給付)	68,251	518,912,365	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880
(予防給付)	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636	3,638	27,722,298
特定施設入居者生活介護	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022
(介護給付)	5,667	1,060,787,859	5,320	1,014,498,013	5,006	969,563,733	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459
(予防給付)	1,046	75,685,953	911	68,470,195	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262	951	85,686,563
福祉用具購入	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487
(介護給付)	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456
(予防給付)	624	16,462,115	646	18,075,564	694	16,883,886	700	18,832,389	625	17,062,031
住宅改修費	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920	1,833	159,061,166	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233
(介護給付)	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865	997	90,307,990	1,074	92,995,587
(予防給付)	763	63,606,680	769	66,189,373	770	68,539,301	798	77,202,223	784	74,503,646
介護予防支援・居宅介護支援	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527
(居宅介護支援)	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653
(介護予防支援)	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874
地域密着型・介護予防サービス	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007
(介護給付)	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,986,446	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055
(予防給付)	196	12,558,237	134	6,882,340	69	3,870,393	51	4,527,942	39	2,065,952
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	924	143,549,423	880	141,668,449	343	52,196,007	32	3,280,974	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,681	312,716,150	3,017	312,187,348	2,668	293,387,195	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614
(介護給付)	2,862	312,293,191	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195	2,724	286,249,373	2,870	295,649,170
(予防給付)	19	422,959	14	439,424	0	5	16,281,077	16	563,444	0
小規模多機能型居宅介護	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325	839	163,500,055	812	161,366,175
(介護給付)	2,312	454,708,039	1,706	333,308,874	953	199,767,622	803	161,456,186	789	159,863,667
(予防給付)	174	10,722,380	119	6,427,173	68	3,714,703	36	2,043,869	23	1,502,508
認知症対応型共同生活介護	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296
(介護給付)	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296
(予防給付)	6	1,412,898	1	15,743	1	155,690	10	2,356,056	0	0
地域密着型特定施設	495	95,849,275	456	86,573,162	349	70,476,807	344	70,159,104	342	69,405,343
地域密着型介護老人福祉施設	851	226,864,756	791	204,962,329	534	139,595,505	524	133,852,814	528	134,314,579
複合型サービス	186	41,180,896	26	5,057,680						
地域密着型通所介護	21,886	1,362,210,156								
施設サービス	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642
介護老人福祉施設	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500
介護老人保健施設	12,336	3,298,176,04								

### 保険給付費 月別推移

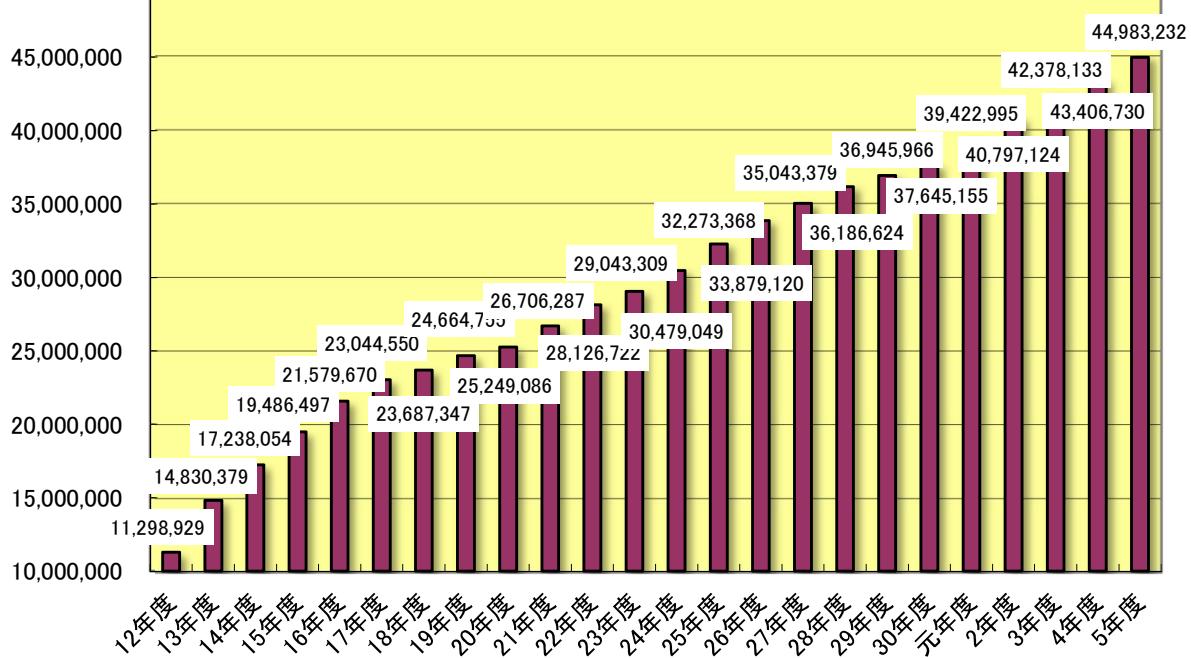
(単位:千円)



(審査月)

### 保険給付費合計 年度別推移

(単位:千円)



4 負担割合証交付状況 (各年度 3月31日現在)  
(単位:人)

	1割	2割	3割	合 計
3年度	27,581	1,289	967	29,837
4年度A	28,294	1,245	1,056	30,595
5年度B	28,606	1,147	1,046	30,799
前年度比B/A	101.1%	92.1%	99.1%	100.7%

5 減免認定状況

(1) 食費・居住費に係る負担限度額認定

(単位:件)

		介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 サービス	その他	合 計	前年度比 B/A
3年度	第1段階	394	235	5	14	207	855	
	第2段階	388	232	5	14	204	843	
	第3段階①	438	261	5	16	231	951	
	第3段階②	883	527	10	32	466	1,918	
	小 計	2,103	1,255	25	76	1,108	4,567	
4年度A	第1段階	409	241	4	14	227	895	104.7%
	第2段階	421	248	4	15	235	923	109.5%
	第3段階①	377	222	4	13	209	825	86.8%
	第3段階②	952	561	9	33	529	2,084	108.7%
	小 計	2,159	1,272	21	75	1,200	4,727	103.5%
5年度B	第1段階	406	236	3	17	241	903	100.9%
	第2段階	396	230	2	16	237	881	95.4%
	第3段階①	379	220	1	15	228	843	102.2%
	第3段階②	892	518	4	36	532	1,982	95.1%
	小 計	2,073	1,204	10	84	1,238	4,609	97.5%

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

	法定	災害	合 計
3年度	17	2	19
4年度	16	0	16
5年度	12	6	18

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

(単位:件)

	特定標準負担	合 計	前年度比 B/A		減 免 (本人負担 3~10%)	免 除 (本人負担 0%)	合 計
3年度	第1段階	0	2		2	0	2
	第2段階	2					
	第3段階	0					
	課税	0					
4年度A	第1段階	0	2		2	0	2
	第2段階	2					
	第3段階	0					
	課税	0					
5年度B	第1段階	0	1		1	0	1
	第2段階	1					
	第3段階	0					
	課税	0					

※ 旧措置入所者は課税対象者も認定者として  
含まれる。

## 6 高額介護(予防)サービス費支給状況

		世帯合算	その他の	合計	前年度比
3 年 度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件) 支給額(円)	0 0	21,763 253,675,410	21,763 253,675,410
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件) 支給額(円)	1,442 13,091,378	42,619 578,694,254	44,061 591,785,632
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件) 支給額(円)	3,017 28,240,797	16,753 136,334,557	19,770 164,575,354
	第4段階I (上限額: 44,400円)	件数(件) 支給額(円)	3,933 56,866,110	5,164 132,868,219	9,097 189,734,329
	第4段階II (上限額: 93,000円)	件数(件) 支給額(円)	41 874,236	57 699,686	98 1,573,922
	第4段階III (上限額: 140,100円)	件数(件) 支給額(円)	4 19,084	0 0	4 19,084
	小計	件数(件) 支給額(円)	8,437 99,091,605	86,356 1,102,272,126	94,793 1,201,363,731
4 年 度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件) 支給額(円)	5 64,572	22,348 267,779,028	22,353 267,843,600
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件) 支給額(円)	1,644 16,620,490	42,419 585,695,219	44,063 602,315,709
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件) 支給額(円)	3,166 29,905,890	17,944 149,444,700	21,110 179,350,590
	第4段階I (上限額: 44,400円)	件数(件) 支給額(円)	4,134 56,435,698	4,691 112,257,168	8,825 168,692,866
	第4段階II (上限額: 93,000円)	件数(件) 支給額(円)	89 1,425,832	189 3,099,791	278 4,525,623
	第4段階III (上限額: 140,100円)	件数(件) 支給額(円)	2 3,465	4 22,982	6 26,447
	小計	件数(件) 支給額(円)	9,040 104,455,947	87,595 1,118,298,888	96,635 1,222,754,835
					101.9% 101.8%
5 年 度	第1段階 (上限額: 15,000円)	件数(件) 支給額(円)	5 47,227	22,817 285,826,152	22,822 285,873,379
	第2段階 (上限額: 15,000円)	件数(件) 支給額(円)	1,573 15,307,583	41,804 595,447,116	43,377 610,754,699
	第3段階 (上限額: 24,600円)	件数(件) 支給額(円)	2,929 28,321,016	19,174 166,669,203	22,103 194,990,219
	第4段階I (上限額: 44,400円)	件数(件) 支給額(円)	4,294 59,080,707	4,970 124,639,971	9,264 183,720,678
	第4段階II (上限額: 93,000円)	件数(件) 支給額(円)	78 1,052,251	199 3,171,130	277 4,223,381
	第4段階III (上限額: 140,100円)	件数(件) 支給額(円)	28 312,138	3 25,194	31 337,332
	小計	件数(件) 支給額(円)	8,907 104,120,922	88,967 1,175,778,766	97,874 1,279,899,688
					101.3% 104.7%

## 7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険 加入者	後期高齢者医療 加入者	その他医療保険 加入者	合計	前年度比
3 年 度	件数(件)	129	4,988	0	5,117	101.3%
	支給額(円)	5,698,408	173,731,411	0	179,429,819	103.6%
4 年 度	件数(件)	144	5,141	0	5,285	103.3%
	支給額(円)	5,170,763	173,936,660	0	179,107,423	99.8%
5 年 度	件数(件)	162	5,147	0	5,309	100.5%
	支給額(円)	6,456,578	176,187,922	0	182,644,500	102.0%

## 8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

\* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用 者数	単位数	利用率(%)	利用 者数	単位数	利用率(%)	利用 者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,724	3,190,264	36.77	1,722	3,186,262	36.77	1,758	3,284,818	37.13
要支援2	10,531	2,775	7,400,260	25.32	2,784	7,605,433	25.94	2,811	7,699,172	26.01
要介護1	16,765	4,343	34,562,656	47.47	4,369	36,349,703	49.63	4,422	36,329,243	49.00
要介護2	19,705	4,133	47,296,222	58.07	4,132	48,888,071	60.04	4,170	47,946,030	58.35
要介護3	27,048	2,758	45,656,024	61.20	2,761	47,222,109	63.23	2,721	45,982,991	62.48
要介護4	30,938	2,206	44,560,544	65.29	2,212	46,502,924	67.95	2,207	45,586,988	66.76
要介護5	36,217	1,455	38,717,479	73.47	1,461	40,084,035	75.75	1,473	39,236,130	73.55
計(平均)	-	19,394	221,383,449	57.10	19,441	229,838,537	59.13	19,562	226,065,372	57.97

	支給限度額 (単位)	7月			8月			9月		
		利用 者数	単位数	利用率(%)	利用 者数	単位数	利用率(%)	利用 者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,782	3,328,959	37.12	1,786	3,363,140	37.42	1,801	3,419,483	37.73
要支援2	10,531	2,847	7,838,241	26.14	2,864	7,920,098	26.26	2,869	8,006,024	26.50
要介護1	16,765	4,395	36,206,781	49.14	4,414	36,045,128	48.71	4,433	35,782,210	48.15
要介護2	19,705	4,149	47,751,988	58.41	4,171	48,518,517	59.03	4,183	48,970,817	59.41
要介護3	27,048	2,728	46,114,691	62.50	2,721	46,684,928	63.43	2,713	46,158,961	62.90
要介護4	30,938	2,186	45,768,403	67.67	2,179	44,731,170	66.35	2,137	43,943,206	66.47
要介護5	36,217	1,460	39,106,705	73.96	1,482	39,331,666	73.28	1,486	38,516,929	71.57
計(平均)	-	19,547	226,115,768	58.18	19,617	226,594,647	58.10	19,622	224,797,630	57.74



\* 利用月ベース (単位:利用者数(人))

	支給限度額 (単位)	10月			11月			12月			1月		
		利用 者数	単位数	利用率(%)									
要支援1	5,032	1,810	3,299,656	36.23	1,844	3,538,110	38.13	1,855	3,549,149	38.02	1,833	3,447,093	37.37
要支援2	10,531	2,897	7,991,539	26.19	2,948	8,539,459	27.51	2,962	8,405,115	26.95	2,969	8,259,364	26.42
要介護1	16,765	4,390	36,043,101	48.97	4,368	35,768,037	48.84	4,307	35,225,059	48.78	4,293	34,746,454	48.28
要介護2	19,705	4,189	48,653,160	58.94	4,218	50,360,103	60.59	4,202	49,390,421	59.65	4,110	47,623,676	58.80
要介護3	27,048	2,732	47,319,856	64.04	2,707	46,327,503	63.27	2,674	46,594,019	64.42	2,671	45,038,183	62.34
要介護4	30,938	2,157	45,527,238	68.22	2,185	45,250,274	66.94	2,137	44,643,775	67.52	2,098	44,518,223	68.59
要介護5	36,217	1,462	39,781,297	75.13	1,510	40,478,334	74.02	1,503	40,059,899	73.59	1,474	39,935,105	74.81
計(平均)	-	19,637	228,615,847	58.72	19,780	230,261,820	58.71	19,640	227,867,437	58.67	19,448	223,568,098	58.22

	支給限度額 (単位)	2月			3月			年平均			年間累計	
		利用 者数	単位数	利用率(%)	利用 者数	単位数	利用率(%)	利用 者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
要支援1	5,032	1,829	3,452,677	37.51	1,834	3,434,507	37.22	1,798	3,374,510	37.30	21,578	40,494,118
要支援2	10,531	3,001	8,561,175	27.09	3,010	8,789,691	27.73	2,895	8,084,631	26.52	34,737	97,015,571
要介護1	16,765	4,269	34,508,996	48.22	4,295	35,925,207	49.89	4,358	35,624,381	48.76	52,298	427,492,575
要介護2	19,705	4,074	47,046,283	58.60	4,105	48,992,624	60.57	4,153	48,453,159	59.21	49,836	581,437,912
要介護3	27,048	2,654	44,292,793	61.70	2,677	46,878,528	64.74	2,710	46,189,216	63.01	32,517	554,270,586
要介護4	30,938	2,042	42,482,081	67.24	2,058	43,890,173	68.93	2,150	44,783,750	67.33	25,804	537,404,999
要介護5	36,217	1,462	38,314,983	72.36	1,464	40,943,312	77.22	1,474	39,542,156	74.07	17,692	474,505,874
計(平均)	-	19,331	218,658,988	57.46	19,443	228,854,042	59.77	19,539	226,051,803	58.32	234,462	2,712,621,635

(単位: %)

年平均 介護度別サービス利用率



## 9 一般施策

### (1)社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	元年度	2年度	3年度	4年度
支給件数	24	27	58	16
支給額(円)	883,486	1,510,414	2,102,130	2,965,953

### (2)障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

#### 制度移行措置

対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

# VI 地域支援事業 1



# 1 総合事業

## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

令和5年度月別支給額(総合事業費)

\* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	7,719	130,122,080	7,865	134,824,975	9,134	133,563,823	7,826	134,390,934
訪問型サービス事業	2,574	46,592,105	2,556	46,342,675	3,917	47,134,194	2,551	46,092,584
通所型サービス事業	2,743	71,809,184	2,925	76,710,301	2,830	74,601,291	2,888	76,454,452
介護予防ケアマネジメント事業	2,402	11,720,791	2,384	11,771,999	2,387	11,828,338	2,387	11,843,898
高額介護予防サービス費等相当事業	71	149,282	75	239,273	132	1,241,880	159	1,422,553
高額介護(予防)サービス費	70	145,029	72	153,299	70	161,333	84	196,055
高額医療合算介護(予防)サービス費	1	4,253	3	85,974	62	1,080,547	75	1,226,498
審査支払手数料	7,714	398,813	7,860	406,361	7,745	400,416	7,822	404,397
合 計	15,504	130,670,175	15,800	135,470,609	17,011	135,206,119	15,807	136,217,884

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	7,815	134,243,797	9,018	133,939,426	7,899	136,479,467	7,921	137,180,193
訪問型サービス事業	2,589	46,941,589	3,832	48,012,908	2,651	48,740,443	2,636	48,845,305
通所型サービス事業	2,863	75,628,707	2,803	74,178,906	2,884	76,023,965	2,890	76,463,684
介護予防ケアマネジメント事業	2,363	11,673,501	2,383	11,747,612	2,364	11,715,059	2,395	11,871,204
高額介護予防サービス費等相当事業	103	449,199	80	232,545	71	173,902	71	168,799
高額介護(予防)サービス費	81	184,809	77	162,866	68	153,831	69	158,522
高額医療合算介護(予防)サービス費	22	264,390	3	69,679	3	20,071	2	10,277
審査支払手数料	7,810	403,777	7,712	398,710	7,895	408,171	7,915	409,205
小 計	15,728	135,096,773	16,810	134,570,681	15,865	137,061,540	15,907	137,758,197

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,189	137,175,056	7,951	138,499,305	7,896	137,980,163	9,266	140,957,912
訪問型サービス事業	3,896	48,202,809	2,681	49,588,377	2,629	48,875,288	3,934	50,624,096
通所型サービス事業	2,923	77,349,658	2,899	77,190,563	2,900	77,276,612	2,954	78,587,284
介護予防ケアマネジメント事業	2,370	11,622,589	2,371	11,720,365	2,367	11,828,263	2,378	11,746,532
高額介護予防サービス費等相当事業	70	153,926	71	229,422	77	197,235	72	145,701
高額介護(予防)サービス費	70	153,926	69	170,322	76	189,721	72	145,701
高額医療合算介護(予防)サービス費	0	0	2	59,100	1	7,514	0	0
審査支払手数料	7,827	404,655	7,946	410,807	7,887	407,757	7,990	413,082
合 計	17,086	137,733,637	15,968	139,139,534	15,860	138,585,155	17,328	141,516,695

	令和5年度合計 A		令和4年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	99,499	1,629,357,131	99,326	1,590,764,951	100.2%	102.4%
訪問型サービス事業	36,446	575,992,373	36,603	579,403,866	99.6%	99.4%
通所型サービス事業	34,502	912,274,607	33,295	866,739,746	103.6%	105.3%
介護予防ケアマネジメント事業	28,551	141,090,151	29,428	144,621,339	97.0%	97.6%
高額介護予防サービス費等相当事業	1,052	4,803,717	1,015	4,455,389	103.6%	107.8%
高額介護(予防)サービス費	878	1,975,414	844	1,931,080	104.0%	102.3%
高額医療合算介護(予防)サービス費	174	2,828,303	171	2,524,309	101.8%	112.0%
審査支払手数料	94,123	4,866,151	94,267	4,873,592	99.8%	99.8%
小 計	194,674	1,639,026,999	194,608	1,600,093,932	100.0%	102.4%

(2) 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する  
支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和4年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	29	0	4	4	1	3	4	12	1
女	83	0	4	6	11	16	25	20	1
計	112	0	8	10	12	19	29	32	2

令和5年度 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年 代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	59	3	5	5	7	9	8	18	4
女	120	25	16	12	10	20	17	19	1
計	179	28	21	17	17	29	25	37	5

## 2 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる<sup>こと</sup>及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

### (1) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	3年度	4年度	5年度
支給件数	115	75	117
支給額(円)	230,000	150,000	234,000

### (2) 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護サービス相談員数(令和6年3月31日現在) 13人

イ 派遣先 (令和6年3月31日現在)

介護老人福祉施設 22施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 27施設

特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム) 1施設

(単位:件)

年度	活動件数	活動内容					各年度末		
		合計	面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
3年度	0	0	0	0	0	0	0	14人	54箇所
4年度	0	0	0	0	0	0	0	13人	54箇所
5年度	25,404	3,145	3,867	110	3	19	13人	54箇所	

※令和4年度までコロナ禍により訪問活動中止していたが、令和5年9月より再開

### (3) 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

(単位:件)

項目	説明	単位	3年度	4年度	5年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。(年1回)	通知件数	23,353	23,649	24,053
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	298	198	157
縦覧点検	複数月の給付実績を利用者単位で確認し、サービスの整合性を点検する。 (点検項目:初回加算、居宅療養管理指導、R5~短期集中リハ加算)	指導件数	161	175	111
		点検件数	15	11	181
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。 (点検項目:福祉用具貸与)	過誤件数	14	10	35
		点検件数	107	78	100
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。 (点検項目:例外給付、認知症加算)	過誤件数	46	33	34
		点検件数	282	221	119
		過誤件数	43	39	43



## Ⅷ 地域支援事業 2



# 1 介護予防事業

## 一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康新たん等の取り組みを行う。

### ① いきいき100万歩運動事業費

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。

#### (ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,155	39.5%
女	4,830	60.5%
合計	7,985	100.0%

※平成16年からの申込者総数9,983人(死亡・転出を含む)

#### (イ) 年度別申込者数

(単位:人)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男	176	181	168	102	76	127	90	57	111	87	82
女	191	216	278	145	147	197	137	91	212	124	113
合計	367	397	446	247	223	324	227	148	323	211	195

#### (ウ) 月別内訳(令和5年度)

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	5	9	32	4	2	8	4	8	4	0	3	3	82
女	5	12	28	6	3	10	14	9	2	11	8	5	113
合計	10	21	60	10	5	18	18	17	6	11	11	8	195

#### (エ) 年代別内訳

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	539	884	1,423	17.8%
80~89歳	1,691	2,580	4,271	53.5%
70~79歳	832	1,256	2,088	26.1%
65~69歳	93	110	203	2.5%
合計	3,155	4,830	7,985	100.0%
構成比	39.5%	60.5%	100.0%	-

#### イ 達成者数

(単位:人)

	男	女	合計	構成比
100万歩達成者	152	224	376	7.1%
(記念品:帽子)	1,250	1,229	2,479	47.1%
90歳以上	1,120	1,058	2,178	41.3%
80~89歳	134	101	235	4.5%
合計	2,656	2,612	5,268	100.0%
構成比	50.4%	49.6%	100.0%	-

	男	女	合計	構成比
200万歩達成者	123	153	276	6.3%
(記念品:ウインドブレーカー)	1,036	936	1,972	45.2%
90歳以上	977	902	1,879	43.0%
80~89歳	147	93	240	5.5%
70~79歳	2,283	2,084	4,367	100.0%
合計	52.3%	47.7%	100.0%	-

	男	女	合計	構成比
500万歩達成者	79	91	170	5.7%
(記念品:ウエストポーチ)	753	589	1,342	44.7%
90歳以上	756	612	1,368	45.6%
80~89歳	88	32	120	4.0%
合計	1,676	1,324	3,000	100.0%
構成比	55.9%	44.1%	100.0%	-

	男	女	合計	構成比
1000万歩達成者	63	58	121	5.5%
(記念品:リュックサック)	612	417	1,029	46.6%
90歳以上	579	426	1,005	45.5%
80~89歳	50	3	53	2.4%
70~79歳	1,304	904	2,208	100.0%
合計	59.1%	40.9%	100.0%	-

(年齢は令和5年度末時点。なお死亡、転出者は除く)

② 栄養・口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室(講話、お口の体操、レシピ紹介等)を実施する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		3年度	4年度	5年度
研修会(管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等)	開催回数	37	37	34
	延参加者数	476	528	521
介護予防教室 「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	15	16
		延参加者数	134	258
	出前講座	開催回数	109	160
		延参加者数	1,564	2,572
				3,096

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		3年度	4年度	5年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	12月	12月	12月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

(単位:団体数(団体)、人数(人))

		3年度	4年度	5年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	158	150	152
	登録者数	4,028	4,374	4,985

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会  
15回 239人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通した介護予防の充実を図る。

		3年度	4年度	5年度
週一回以上の定期的な活動を行う 高齢者ふれあいサロン	サロン数	123	132	135
	登録者数	2,841	2,968	3,955

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの設置状況

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段:名称 下段:運営法人名	上段:住所(尼崎市) 下段:職員の定数
中央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑内
	(福)ほがらか会	定数4名
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター	神田中通9-291 ナニワ診療所 内
	尼崎医療生活協同組合	定数5名
小田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東
	(医)中央会	定数7名
大庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成内
	(福)サンシャイン	定数5名
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター	崇徳院2丁目159 KマンションJIN II-1階
	(福)平成会	定数5名
立花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	三反田3-3-16 ヴィラ立花園内
	(福)あかね	定数8名
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター	水堂町1-10-37 特別養護老人ホーム 立花あまの里内
	尼崎医療生活協同組合	定数8名
武庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅南西
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター	武庫元町1-26-3 西武庫交番東
	(福)真澄会	定数6名
園田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑南西
	(福)阪神共同福祉会	定数7名
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑内
	(福)田能老人福祉会	定数6名

※地域包括支援センターに配置されている職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護

※令和6年4月1日現在

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,602	1,025	1,807	3,118	2,539	1,628
権利擁護	135	92	194	463	238	195
合 計	1,737	1,117	2,001	3,581	2,777	1,823

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	1,241	2,201	1,186	2,789	3,347	2,044	24,527
権利擁護	201	146	37	195	345	156	2,397
合 計	1,442	2,347	1,223	2,984	3,692	2,200	26,924

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所等)、病院等関係機関及び各種職能団体との連携
- イ 地域福祉活動専門員、生活支援コーディネーターとの連携と協力体制の整備
- ウ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及びつなぎ
- エ 高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整
- オ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりの強化
- カ 医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」と協働した介護予防支援の推進や、研修会の企画・実施

## ② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

- ア 地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた、同行訪問等のスーパーバイズ
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築と推進(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 地域の介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や様々な機関が行う研修会等の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導、自立支援ケアマネジメントの理解促進

## ③ 地域ケア会議の開催

### ア 個別ケア会議の開催

- ・課題解決型
- ・開催回数 46回
- ・内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。
- ・気付き支援型
- ・開催回数 62回
- ・内容 介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質(QOL)を高めるために、ケアマネジヤーや多職種(その他の医療介護専門職等)の気付き(学び)を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

### イ 課題共有会議の開催

- ・開催回数 1回(試行的開催)
- ・内容 個別地域ケア会議(課題解決型及び気付き支援型地域ケア会議)を振り返り、他地区の地域課題や全市的な課題を共有・整理し、代表者会議につなげるもの。

### ウ 代表者会議の開催

- ・開催回数 2回
- ・内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討するもの。

#### (4) 生活支援体制整備事業

##### 【生活支援サービス体制整備事業】

多様な主体が多様なサービスを提供することで高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進する。これにより、被保険者が地域において自立した日常生活を送ることを支援とともに、要介護状態等とならないための予防、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目指す。生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。

- ① 配置人数 12人(地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーターとの兼務))
- ② 委託先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績

##### 1. 地域福祉のネットワーク形成に向けた支援・地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置及び運営 等

各地区の地域福祉ネットワーク会議では、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)を中心に、地域住民や地域団体、福祉事業所等での地域の居場所づくり等の協議が行われ、園田地区では、就労的活動支援コーディネーターと連携して「まちづくり・仕事おこし講座」を開催した。中央地区では、これまで地域活動に参加しなかった単身高齢男性を対象に、興味・関心のある活動のできる集いの場を2地区で試行実施し参加につながったことで、個々のニーズに対応した集い場の必要性が確認できた。(地域福祉のネットワーク形成に向けた支援回数:180回)

##### 【高齢者生きがい就労事業】

就労的活動の場を提供できる民間企業と就労的活動の取組を実施したい高齢者とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する。

- ① 配置人数 3人
- ② 委託先 あをに工房株式会社・労働者協同組合はんしんワーカーズコープ共同事業体
- ③ 活動実績

##### 1. 地域に出向く就労的活動支援コーディネーターの配置

就労的活動支援コーディネーターが地域包括支援センターや尼崎市社会福祉協議会等の関係団体、地域の高齢者の集い場に出向き、生きがい就労事業の周知・啓発を実施するとともに、社会参加・生きがいづくりはもとより、介護予防・フレイル対策に資する生きがい就労を地域等で実施できるようコーディネートを行う。

###### ・ 実績

地域の集い場から、生きがい就労を始めたいという声があったことから、はたらくラボに来て作業体験を行うなど、地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)等と連携しながら、立ち上げに向けた伴走支援を行ったところ、一部の地域では、訪問型支え合い活動の立ち上げにつながった。

##### 2. 多様な生きがい就労を用意する就労的活動支援コーディネーターの配置

生きがい就労事業を広く地域での実践に繋げるため、より簡単な作業メニューの追加など、多様な需要に応えるための体制を整備する取組として、老人福祉工場(はたらくラボ)利用者へのコーディネートに加え、産業界への参画の働きかけなど、事業範囲の拡大を実施する。

###### ・ 実績

高齢者の生きがい就労へのニーズへの対応として、産業界への営業を行ったところ、多様な就労メニューを確保することができ、前年度に比べ受託先が10社17件(令和4年度:6社7件)と増加し、事業に関わった高齢者も113人(令和4年度:36人)に増加した。

## (5) 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

### ① 医療・介護連携協議会における取組(コアメンバーワーキングを含めて全12回開催)

#### ア 人づくり

- ・あまつなぎ研修会の開催(4回)
- ・地域包括支援センターとの共催研修(4回)
- ・その他研修(4回)

#### イ ものづくり

- ・バイタルリンク・あまやくポケットの活用促進
- ・医療・介護連携ツールの活用促進(広報チラシの作成・周知)

#### ウ 市民の意識づくり

- ・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催(7回)
- ・市政出前講座の実施(6回)
- ・講演会等での周知

## (6) 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

### ① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求める目的として設置する。

#### ア 設置年月日 平成26年8月4日

#### イ 組織

- ・構成員数 11人以内 (令和6年3月31日現在 9人)
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

#### ウ 令和5年度開催回数 3回

### ② 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。

### ③ もの忘れあんしんガイドの発行

最近、もの忘れが進んだ・認知症と診断され不安を感じている方や、そのご家族に向け、様々な不安や疑問に寄り添い、安心して住み慣れた地域で暮らすための情報を盛り込んだ「尼崎市もの忘れあんしんガイド」を発行。

#### ④ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

##### ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	3年度	4年度	5年度
相談人数	23	26	—

##### イ 家族のための認知症基礎講座 (令和元年度より認知症コミュニケーション講座)

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	3年度	4年度	5年度
開催回数	4	4	4
参加者数	51	27	26

##### エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守るサポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	3年度	4年度	5年度
開催回数	41	64	90
受講者数	783	1,319	2,247

延受講者数 27,646人(令和5年度末)

#### ⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。(令和3・4・5年度尼崎市での開催無し)

#### ⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業

認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。

事前登録者数999人(令和5年度末)

#### 【参考:一般会計】認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険。加入者数 728人(令和5年度末)

### 3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる<sup>こと</sup>及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

#### (1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	3年度	4年度	5年度
人数	0	0	1

#### (2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談A	安否確認B	合計(A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	0	1,550	1,550
久々知	10	1		60	672	732
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	1,075	26,022	27,097
西長洲北	30			212	1,631	1,843
今福	30			175	1,470	1,645
金楽寺※	32	3	(福)きらくえん	262	1,879	2,141
潮江	60			196	1,906	2,102
道意	30	1	(福)サンシャイン	718	3,066	3,784
築地北	30	1	(福)ほがらか会	279	1,927	2,206
合計	522	12		2,977	40,123	43,100

#### (3) 認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外でひとり歩きしたときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料: 7,700円(税込)又は5,500円(税込)を市が負担) (委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	3年度末	4年度末	5年度末
登録者数	51	45	45

#### (4) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	3年度	4年度	5年度
年度末入居者数	14	11	15

#### (5) 在宅高齢者等あんしん通報システム事業

在宅ひとり暮らし高齢者等における家庭内の事故等による通報に随時(24時間・365日)対応し、在宅ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や不安の解消に努め、在宅生活を支援する。

※令和3年度から事業開始。

(単位:件)

年度	3年度	4年度	5年度
利用世帯数	441	531	611

#### (6) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	2,267	2,296	2,142

#### (7) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	3年度	4年度	5年度
支給件数(件)	2,420	2,284	2,182
支給額(円)	10,760,887	10,547,110	11,478,285

#### (8) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けることがないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:件)

年度	3年度	4年度	5年度
配布者数	11	12	24

#### (9) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	3年度	4年度	5年度
申立件数	27	13	11
助成件数	203	220	265

#### (10) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなつた要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	3年度	4年度	5年度
発生件数	14	12	10
保護延日数	209	203	159

#### (11) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

(単位:件)

年度	3年度	4年度	5年度
高齢者相談件数	1,059	1,145	1,166



*VIII その他*



## 1 広報活動

### (1) パンフレットの作成・配布 【令和5年4月～令和6年3月】

- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

### (2) 保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、令和5年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

### (3) 介護保険だよりの発行 【令和5年6月、令和5年12月発行】

令和5年6月	令和5年12月
229, 000部発行	229, 000部発行
市内一円戸別配布 225, 000部	市内一円戸別配布 225, 000部
公共施設窓口設置 4, 000部	公共施設窓口設置 4, 000部

- ・ 点字版・CD版の作成・配付

市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

### (4) 市報あまがさきへの掲載

- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
- ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について

### (5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	5	139
その他講座等	-	-
合 計	5	139

※回数減の理由はコロナ禍による自治会等の研修会の中止による

### (6) ホームページへの掲載

- ・ 隨時 介護保険事業担当課ホームページ更新

## 2 苦情相談件数 ※対応困難事例のみ

項 目	件 数
サービスの質・量に関するもの	5
サービス事業所等に関するもの	21
従業者に関するもの	15
契約等に関するもの	5
不正等の通報に関するもの	4
介護保険制度に関するもの	2
その他(利用者間のトラブル等)	21
合 計	73

### 3 尼崎市内 介護保険事業所・施設数

#### (1) 介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	3年度	4年度	5年度
ア	居宅介護支援	218	212	211
	訪問介護	288	292	307
	訪問入浴介護	6	6	6
	訪問看護	81	90	94
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	0	0	0
	通所介護	85	85	87
	通所リハビリテーション	13	13	13
	短期入所生活介護	29	29	30
	短期入所療養介護	14	14	14
	特定施設入居者生活介護	13	13	13
	福祉用具貸与	34	33	34
	特定福祉用具販売	33	32	32
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	5	4
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	108	111	107
	認知症対応型通所介護	14	12	11
	小規模多機能型居宅介護	17	17	17
	認知症対応型共同生活介護	29	29	29
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	4
ウ	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	3	3	3
	介護老人福祉施設	23	23	23
	介護老人保健施設	14	14	14
	介護療養型医療施設	0	0	0
合 計		1,038	1,045	1,062

※1 事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。

※2 区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。

※3 平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2) 市内の介護保険施設(令和6年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	97
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	80
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	大庄	尼崎特別養護老人ホームラガール	大庄西町4丁目4-1	100
12	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
13	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
14	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
15	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
16	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
17	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
18	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	66
19	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
20	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
21	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
22	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	90
23	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	立花	ロータス・ガーデン別邸空園	尼崎市三反田町3丁目3-16	20
3	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
4	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
4	中央	社会医療法人愛仁会介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
5	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150
13	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	20
14	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺3丁目13-20	80

④ 介護医療院

No.	地域	名称	所在地	定員
1	立花	つかぐち介護医療院	南塚口町6丁目8-1	48

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎Ⅱ番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	174
5	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
6	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	66
7	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
8	立花	介護付有料老人ホームブレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
9	立花	介護付有料老人ホームブレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
10	武庫	そんぽの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
11	園田	そんぽの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
12	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
13	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(介護付有料老人ホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稻葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

(3) 市内の地域密着型サービス事業所(令和6年3月31日現在)

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ (2)に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	パナソニックエイジフリー・ケアセンター尼崎下坂部・小規模多機能	下坂部3丁目18-8	24
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
6	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一步』	大庄北3丁目14-27	29
7	大庄	小規模多機能型居宅介護ブチとまちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
8	大庄	パナソニックエイジフリー・ケアセンター尼崎大島・小規模多機能	大島1丁目10-1	24
9	大庄	尼崎小規模多機能施設ラガール	大庄西町4丁目4-1	25
10	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
11	立花	パナソニックエイジフリー・ケアセンター尼崎三反田・小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
12	武庫	パナソニックエイジフリー・ケアセンター尼崎南武庫之荘・小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
13	武庫	愛・小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
14	武庫	パンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
15	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
16	武庫	小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	9
17	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
3	大庄	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稻葉元町2丁目1-12	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

No.	地域	名称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稻葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稻葉荘	稻葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンプラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	大庄	グループホームひだまりの郷大島五番館	道意町4丁目33-2	18
13	大庄	尼崎グループホームラガール	大庄西町4丁目4-1	18
14	立花	ライプラリ塚口 I	南塚口町8丁目3-15	18
15	立花	ライプラリ塚口 II	南塚口町8丁目3-21	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
17	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
18	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
19	武庫	愛・グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
20	武庫	グループホームこころあい武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
21	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
22	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
23	武庫	グループホームきら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
24	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	9
25	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	12
26	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
27	園田	グループホームきら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
28	園田	グループホームいの家	食満2丁目22-1	18
29	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

## 4 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

### (2)設置目的

地域の高齢者的心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会(以下「部会」という)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

### (3)組織

・委員数 20人以内 (令和6年3月31日現在 16人)

・任期 3年

・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。

- ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
- ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
- ③ 地域における福祉関係者
- ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
- ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

### (4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

### (5)令和5年度開催回数

運営部会 3回(令和5年7月10日、令和5年11月13日、令和6年3月5日)

### (6)地域包括支援センターについて

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

## 5 尼崎居宅介護支援事業連絡会

### (1) 設立

平成12年2月3日

### (2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

### (3) 会員数

146事業者(令和6年3月31日現在)

### (4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
令和5年4月14日(金)	① 幹事会	5月総会及び全体研修会について
5年4月14日(金)	会計監査	令和4(2022)年度会計監査の実施
5年5月16日(火)	② 幹事会	定例会(総会資料確認及び具体的研修計画)
5年5月16日(火)	総会	令和4(2022)年度事業報告・決算報告・会計監査報告 令和5(2023)年度事業計画及び予算等について
5年5月16日(火)	第1回 全体研修会	【講 義】 テーマ:BCP(事業継続計画) 講師: 特別養護老人ホームけま喜楽苑 施設長 堀口 明子 氏
5年6月23日(金)	③ 幹事会	定例会
5年7月20日(木)	④ 幹事会	定例会
5年7月20日(木)	第2回 全体研修会	【講 義】 テーマ:認知症のある利用者の困難事例対応について 講師:みつばケアステーション 管理者 山内 知樹 氏 (兵庫県介護支援専門員協会 会長)
5年8月22日(火)	⑤ 幹事会	定例会
5年9月19日(火)	⑥ 幹事会	定例会
5年9月19日(火)	第3回 全体研修会	【講 義】 テーマ:障害のある利用者の対応と支援のあり方 講師: みなとがわ訪問看護ステーション 管理者 出口 隆子 氏
5年10月17日(火)	⑦ 幹事会	定例会
5年11月14日(火)	⑧ 幹事会	定例会
5年11月14日(火)	第4回 全体研修会	【講義】 テーマ:ICTの活用による業務の効率化 講 師:株式会社ビーブリッド 代表取締役 竹下 康平 氏
令和6年1月12日(金)	⑨ 幹事会	定例会
6年2月27日(火)	⑩ 幹事会	定例会
6年2月27日(火)	第5回 全体研修会	【講 義】 テーマ:介護保険改定 講師: 国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 白澤 政和 教授
6年2月27日(火)	情報交換会 懇親会	中小企業センター 1階ホール
6年3月25日(月)	⑪ 幹事会	定例会

※ 各会員への資料提供については、会員の要望に沿って幹事会で決定する。

※ 尼崎市の介護保険の運営状況について、隨時、情報提供していく。

IX 財政・条例等



## 1 財政 (1)介護保険事業費歳入歳出予算決算

(歳入) (単位:円)

款項目	R2決算	R3決算	R4決算	R5当初予算	R5決算見込	R6当初予算
04 介護保険料	8,458,715,904	8,697,374,747	8,683,937,438	8,588,285,000	8,593,651,952	9,617,844,000
05 介護保険料	8,458,715,904	8,697,374,747	8,683,937,438	8,588,285,000	8,593,651,952	9,617,844,000
05 第1号被保険者保険料	8,458,715,904	8,697,374,747	8,683,937,438	8,588,285,000	8,593,651,952	9,617,844,000
35 使用料及び手数料	748,983	1,049,237	1,102,864	1,116,000	1,180,350	1,170,000
10 手数料	748,983	1,049,237	1,102,864	1,116,000	1,180,350	1,170,000
05 手数料	748,983	1,049,237	1,102,864	1,116,000	1,180,350	1,170,000
40 國庫支出金	11,171,117,396	11,407,914,777	11,607,603,533	11,448,868,000	12,176,824,591	12,711,485,000
05 國庫負担金	7,625,174,019	8,013,788,219	8,271,112,335	8,330,232,000	8,600,067,568	8,823,451,000
10 介護給付費負担金	7,625,174,019	8,013,788,219	8,271,112,335	8,330,232,000	8,600,067,568	8,823,451,000
10 國庫補助金	3,545,943,377	3,394,126,558	3,336,491,198	3,118,636,000	3,576,757,023	3,888,034,000
10 調整交付金	2,772,287,000	2,635,269,000	2,790,901,000	2,557,792,000	3,041,138,000	3,347,047,000
25 地域支援事業交付金	596,060,377	588,474,558	411,998,198	416,619,000	416,879,023	419,838,000
30 介護保険事業費補助金	6,490,000	10,101,000	1,478,000	12,111,000	5,089,000	7,498,000
35 保険者努力支援交付金	77,130,000	79,296,000	66,002,000	66,002,000	64,764,000	64,764,000
35 保険者機能強化推進交付金	76,218,000	76,852,000	66,112,000	66,112,000	48,887,000	48,887,000
45 介護保険災害臨時特例補助金	17,758,000	4,134,000	—	—	—	—
41 支払基金交付金	11,519,684,744	11,905,745,000	12,185,402,000	12,648,364,000	12,627,025,000	13,377,879,000
05 支払基金交付金	11,519,684,744	11,905,745,000	12,185,402,000	12,648,364,000	12,627,025,000	13,377,879,000
05 介護給付費交付金	11,060,882,744	11,455,259,000	11,736,660,000	12,192,832,000	12,172,466,000	12,918,827,000
10 地域支援事業交付金	458,802,000	450,486,000	448,742,000	455,532,000	454,559,000	459,052,000
45 県支出金	6,162,663,421	6,302,587,000	6,379,429,000	6,596,069,000	6,590,650,869	6,978,312,000
05 県負担金	5,822,162,421	5,966,671,000	6,132,774,000	6,346,322,000	6,341,012,000	6,726,989,000
05 介護給付費負担金	5,822,162,421	5,966,671,000	6,132,774,000	6,346,322,000	6,341,012,000	6,726,989,000
10 県補助金	340,501,000	335,916,000	246,655,000	249,747,000	249,638,869	251,323,000
05 地域支援事業交付金	340,501,000	335,916,000	246,655,000	249,747,000	249,638,869	251,323,000
50 財産収入	1,203,261	5,465,462	2,778,170	2,102,000	2,101,852	4,281,000
05 財産運用収入	1,203,261	5,465,462	2,778,170	2,102,000	2,101,852	4,281,000
10 利子及び配当金	1,203,261	5,465,462	2,778,170	2,102,000	2,101,852	4,281,000
60 繰入金	6,995,772,030	7,610,345,065	7,313,298,540	8,918,671,000	8,297,458,890	8,334,482,000
05 他会計繰入金	6,961,755,030	7,243,635,065	7,313,298,540	7,699,421,000	7,635,428,890	8,105,228,000
05 他会計繰入金	6,961,755,030	7,243,635,065	7,313,298,540	7,699,421,000	7,635,428,890	8,105,228,000
10 基金繰入金	34,017,000	366,710,000	0	1,219,250,000	662,030,000	229,254,000
10 介護給付費準備基金繰入金	34,017,000	366,710,000	0	1,219,250,000	662,030,000	229,254,000
65 繰越金	465,084,559	874,396,281	1,043,584,787	1,000	519,980,956	1,000
05 繰越金	465,084,559	874,396,281	1,043,584,787	1,000	519,980,956	1,000
05 繰越金	465,084,559	874,396,281	1,043,584,787	1,000	519,980,956	1,000
70 諸収入	33,025,984	23,890,741	27,315,984	12,941,000	21,130,316	20,425,000
05 延滞金、及び過料	1,158,075	1,636,223	1,573,814	1,317,000	1,609,178	1,420,000
05 第1号被保険者延滞金	1,158,075	1,636,223	1,573,814	1,317,000	1,609,178	1,420,000
30 雜入	31,867,909	22,254,518	25,742,170	11,624,000	19,521,138	19,005,000
05 潞納処分費	0	0	0	1,000	0	1,000
10 第三者納付金	12,627,159	9,748,069	9,031,718	9,172,000	7,992,585	9,389,000
15 返納金	15,747,541	9,014,487	11,106,781	1,000	7,699,593	7,030,000
20 雜入	3,493,209	3,491,962	5,603,671	2,450,000	3,828,960	2,585,000
合 計	44,808,016,282	46,828,768,310	47,244,452,316	48,216,417,000	48,830,004,776	51,045,879,000

対前年度比 1.02 1.05 1.01 1.02 1.03 1.06

(歳出) (単位:円)

款項目	R2決算	R3決算	R4決算	R5当初予算	R5決算見込	R6当初予算
05 総務費	766,393,572	814,584,257	828,386,498	1,026,059,000	954,304,491	1,155,496,000
05 総務管理費	766,393,572	814,584,257	828,386,498	1,026,059,000	954,304,491	1,155,496,000
05 一般管理費	538,939,515	589,675,500	592,791,332	608,035,000	611,444,886	790,050,000
10 連合会員負担金	2,361,366	2,358,108	2,346,210	2,333,000	2,328,102	2,314,000
15 賦課徴収費	40,336,302	51,973,658	54,207,292	71,498,000	60,570,518	75,126,000
20 介護認定費	184,756,389	170,576,991	179,041,664	344,193,000	279,960,985	288,006,000
10 保険給付費	40,797,123,942	42,378,132,519	43,406,729,182	45,167,811,000	44,983,231,076	47,856,901,000
05 介護サービス等諸費	1,03	1,04	1,02	1,04	1,04	1,06
05 介護サービス等給付費	39,453,384,061	40,997,184,369	42,004,866,924	43,724,465,000	43,520,686,888	46,381,261,000
10 審査支払手数料	41,861,394	40,466,333	43,243,834	44,588,000	45,070,704	42,530,000
10 高額介護サービス費	1,343,739,881	1,380,948,150	1,401,862,258	1,443,346,000	1,462,544,188	1,475,640,000
05 高額介護サービス費	1,343,739,881	1,380,948,150	1,401,862,258	1,443,346,000	1,462,544,188	1,475,640,000
17 地域支援事業費	2,268,435,135	2,296,333,211	1,809,801,023	1,879,976,000	1,859,469,998	1,887,686,000
05 地域支援事業費	2,268,435,135	2,296,333,211	1,809,801,023	1,879,976,000	1,859,469,998	1,887,686,000
05 介護予防事業費(H29~日常生活支援総合事業)	1,625,895,422	1,640,848,797	1,603,992,777	1,657,497,000	1,643,424,447	1,656,169,000
10 包括的支援等事業費	642,539,713	655,484,414	205,808,246	222,479,000	216,045,551	231,517,000
25 基金積立金	1,203,261	5,371,458	277,010,000	2,102,000	2,101,852	4,281,000
05 基金積立金	1,203,261	5,371,458	277,010,000	2,102,000	2,101,852	4,281,000
05 介護給付費準備基金積立金	1,203,261	5,371,458	277,010,000	2,102,000	2,101,852	4,281,000
60 諸支出金	100,464,091	290,762,078	402,544,657	139,469,000	479,294,080	140,515,000
10 諸費	100,464,091	290,762,078	287,176,908	15,388,000	365,601,765	15,024,000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	100,464,091	290,762,078	287,176,908	15,388,000	365,601,765	15,024,000
15 繰出金	—	—	115,367,749	124,081,000	113,692,315	125,491,000
10 会計繰出金	—	—	115,367,749	124,081,000	113,692,315	125,491,000
65 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
05 予備費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	43,933,620,001	45,785,183,523	46,724,471,360	48,216,417,000	48,278,401,497	51,045,879,000

対前年度比 1.01 1.04 1.02 1.03 1.03 1.06

(緑越)

翌年度緑越(実質収支)	874,396,281	1,043,584,787	519,980,956	551,603,279
-------------	-------------	---------------	-------------	-------------

(2) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	3年 度	4年 度	5年 度
前 年 度 末 基 金 残 高	2,238,328,608	1,876,990,066	2,154,000,066
基 金 積 立 額 合 計	5,371,458	277,010,000	2,101,852
保 険 料 積 立 額	0	274,137,826	0
運 用 収 入 積 立 額	5,371,458	2,872,174	2,101,852
介護保険料軽減事業補助金			
基 金 取 崩 額	366,710,000	0	662,030,000
年 度 末 基 金 残 高	1,876,990,066	2,154,000,066	1,494,071,918

## 2 条例等

### (1)尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

改正	平成15年3月28日	条例第14号	平成18年3月28日	条例第36号
	平成20年3月27日	条例第12号	平成21年3月30日	条例第15号
	平成24年3月28日	条例第24号	平成25年10月9日	条例第60号
	平成27年3月27日	条例第25号	平成27年5月22日	条例第35号
	平成28年3月28日	条例第36号	平成29年3月24日	条例第14号
	平成30年3月26日	条例第22号	平成30年10月15日	条例第47号
		令和3年3月25日	条例第14号	

(この条例の趣旨)

**第1条** 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

(平29条例14・追加)

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数等)

**第3条** 法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

2 認定審査会の委員の任期は、3年とする。

(平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正)

(地域支援事業の実施)

**第4条** 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正)

(保険料率)

**第5条** 保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 39,655円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 54,327円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 59,483円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 71,379円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 79,310円

(6) 次のいずれかに該当する者 95,172円

ア 合計所得金額(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(令附則第23条第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。)をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 103,103円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 118,965円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 134,827円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 144,741円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 154,655円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 164,568円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 174,482円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 184,396円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・平30条例47・令3条例14・一部改正)

(普通徴収に係る保険料の納期)

**第6条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次の**

とおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで
- 第6期 11月1日から同月30日まで
- 第7期 12月1日から翌年1月4日まで
- 第8期 1月4日から同月31日まで
- 第9期 2月1日から同月末日まで
- 第10期 3月1日から同月31日まで

2 市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるとときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(平29条例14・旧第5条繰下・一部改正、令3条例14・一部改正)

(第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定)

**第7条** 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

4 保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。

(1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額

(2) 異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正)

(保険料額の決定通知)

**第8条** 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。

(平29条例14・旧第7条繰下)

(保険料の減免等)

**第9条** 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

(平29条例14・旧第8条繰下)

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

**第10条** 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

**第11条** 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

**第12条** 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可(同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上、平30条例47・一部改正)

(指定事業者の指定申請手数料等)

**第13条** 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

**第14条** 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

**第15条** 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

**第16条** 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

**第17条** 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対しで答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

**第18条** 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

**第19条** 第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

**第20条** 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第23条繰上)

(委任)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年尼崎市条例第24号)は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るために介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平27条例25・追加、平29条例14・一部改正)

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

(平27条例25・旧第3項繰下)

5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平27条例25・旧第4項繰下)

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 平成12年10月1日から同月31日まで
- 第2期 平成12年11月1日から同月30日まで
- 第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
- 第4期 平成13年1月4日から同月31日まで
- 第5期 平成13年2月1日から同月28日まで
- 第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平27条例25・旧第5項繰下)

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平27条例25・旧第6項繰下)

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(平27条例25・旧第7項繰下)

9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額

(2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平27条例25・旧第8項繰下)

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世

帶員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

(3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15 第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正)

(令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例)

16 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。

(令3条例14・追加)

**付 則**(平成15年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

**付 則**(平成18年3月28日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

**付 則**(平成20年3月27日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**付 則**(平成21年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

**付 則**(平成24年3月28日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

**付 則**(平成25年10月9日条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

**付 則**(平成27年3月27日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21

項」を「第22項」に改める部分に限る。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等にする法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定(第14条を第15条とする部分を除く。)及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定 公布の日の翌日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

2 次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。)を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

(1) 平成29年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定(医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(2) 基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者(前号に該当する者を除く。) 当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定(第1号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。)に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

(3) 基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。)を受けている者(医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。) 当該旧予防通所介護指定に係

る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

3 医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

**付 則**(平成30年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**付 則**(平成30年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

**付 則**(令和3年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

**別表第1**

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

**別表第2**

(平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1 指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

別表第3

(平24条例24・追加、平29条例14・平30条例47・一部改正)

種別	手数料
1 指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
7 介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
8 介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円

別表第4

(平29条例14・追加)

種別	手数料
1 指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき 14,000円
2 指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき 7,000円

## (2)尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

改正 平成18年3月30日 規則第  
44号

平成23年3月31日 規則第  
27号

平成27年3月31日 規則第21号

平成29年3月24日 規則第8  
号

(この規則の趣旨)

**第1条** この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

**第2条** 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

**第2条の2** 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス(法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

**第3条** 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

**第4条** 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

**第5条** 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

**第5条の2** 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

**第6条** 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

**第6条の2** 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例

地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

**第7条** 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

**第8条** 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

**第8条の2** 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

**第9条** 条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

**第10条** 条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

**第11条** 条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

**第12条** 条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

**第13条** 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適当であると認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

**第14条** 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべ

き者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

**第15条** 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

**第16条** 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・追加)

(施行の細目)

**第17条** この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平23規則27・旧第16条繰下)

**付 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(平27規則21・旧附則・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

(平27規則21・追加)

**付 則**(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定 公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

**付 則**(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(表面)

第　　号	介護保険徴収職員証	5.2 セ ン チ メ ト ル ↓
顔写真	所属 氏名 平成　　年　　月　　日 尼　崎　市　長　　印	↑
←———— 7.4センチメートル —————→		

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

### (3)尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

改正 平成25年3月7日条例第 平成26年12月19日条例第

14号 48号

平成28年10月6日条例第50号 平成30年10月15日条例第

48号

(この条例の趣旨)

**第1条** この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(平30条例48・一部改正)

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

**第3条** 法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。
- 4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
- (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。
- 9 指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。)を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。
- 10 特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。
- 11 特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあっては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。
- 12 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

**第4条** 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。
- 3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

**第5条** 法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例

で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するものほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

**第6条** 法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するものほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

**第7条** 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

**第8条** 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

**第9条** 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

**第10条** 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次

項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

**第11条** 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

**第12条** 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

**第13条** 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

**第14条** 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

**第15条** 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則で定める。

(平30条例48・追加)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

**第16条** 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

**第17条** 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

**第18条** 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第17条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

**第19条** 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

**第20条** 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者
- (3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者
- 3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正)

#### 付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

#### 別表

(平26条例48・追加、平30条例48・一部改正)

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人